
NHK受信料制度等専門調査会・第五回会合資料

(調査結果)

調査の目的・方針

目的

- 調査会への諮問事項である、「(2)中期的な視野で、財源制度にも留意した公共放送のあり方について」を検討する材料とする。

方針

- 視聴者・国民のメディアへの接触、メディアの機能への認識状況等を調査・分析し、NHKに求められる機能や領域についての示唆を抽出する。
- 社会心理学の研究で実績のあるアプローチを活用する。

調査結果・分析(速報)の概要

■ 視聴者・国民のメディア接触・認識の現状

■ インターネットを主な情報源としている層の現状

- メディア接触の態様により、価値観・関心・知識水準等が異なる
- インターネットを主な情報源としている層では、私生活を重視し、公的空間への意識が低いほか、“情報ジェネラリスト”傾向が低い

■ メディアの機能についての認識－社会心理学的アプローチから

- 伝統的なメディアの機能である議題設定機能等への期待は強い
- インターネットを主な情報源としている層でも、同様に期待は強いが、自分と同じ意見の人が多いと認識する傾向が見られる

■ NHKとの関係について

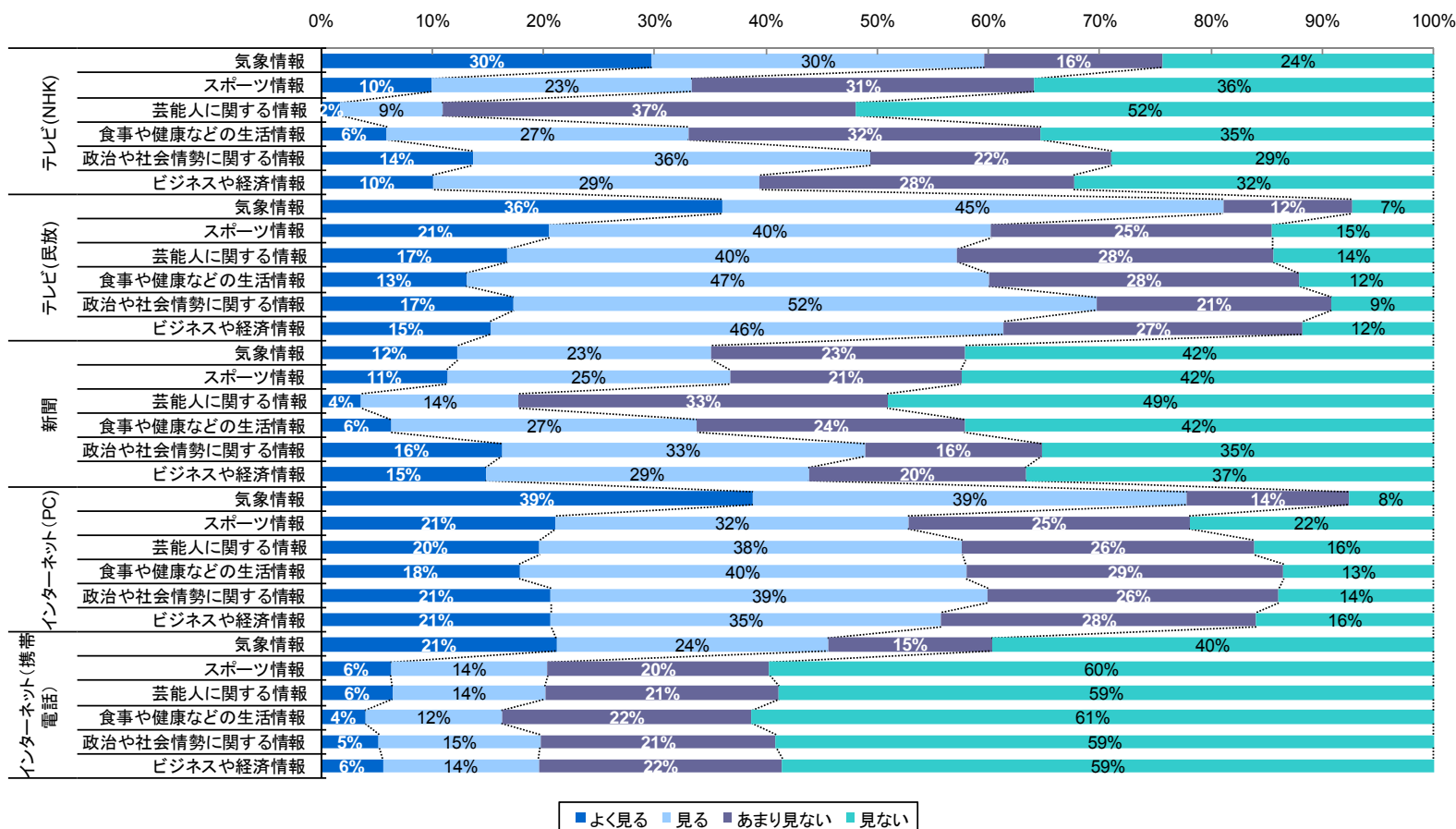
- メディアの機能に期待をする人は、NHKからの情報に高い期待を寄せている
- インターネットを主な情報源としている層でも、同様に信頼は高く、接触があれば、政治的関心・社会的知識が高い傾向が見られる

視聴者・国民のメディア接触の現状

メディア別では、民放、インターネット(PC)の視聴・閲覧率が高い。
ジャンル別では、気象情報の視聴・閲覧率が高い。

- メディア別では、「よく見る」「見る」と回答した割合が、民放、インターネット(PC)で他のメディアに比べ高い。
- ジャンル別では、新聞を除く全メディアで、「よく見る」「見る」と回答された割合は気象情報が最も高い。

問.あなたは普段、テレビ、新聞、パソコンや携帯電話向けのサイトなどで、以下のジャンルの情報をご覧になりますか？
それぞれのメディア、それぞれのジャンルについてお答えください。

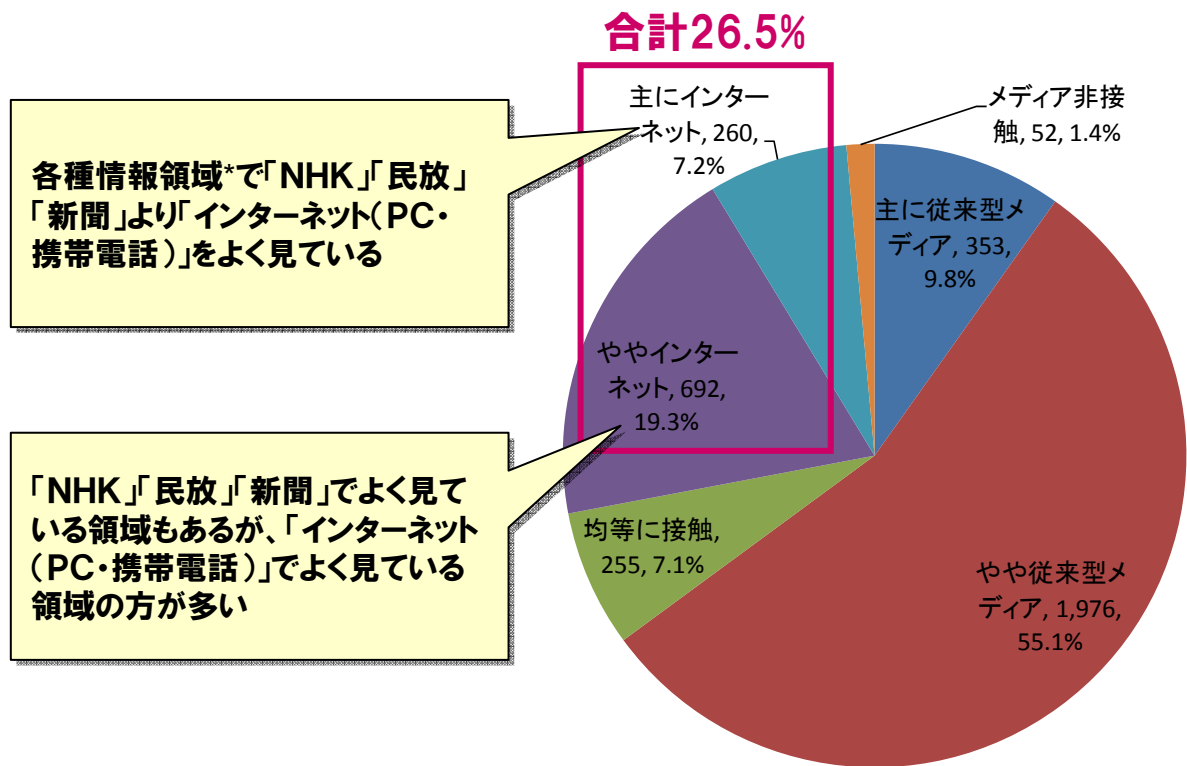


視聴者・国民のメディア接触の現状

従来型メディアよりもインターネットから情報を得ている人が、4人に1人以上存在。

- 従来型メディアより、インターネットから情報を得ることが多い層が、全体の26.5%存在している。

主に情報を得るメディア 構成比(n=3,588)



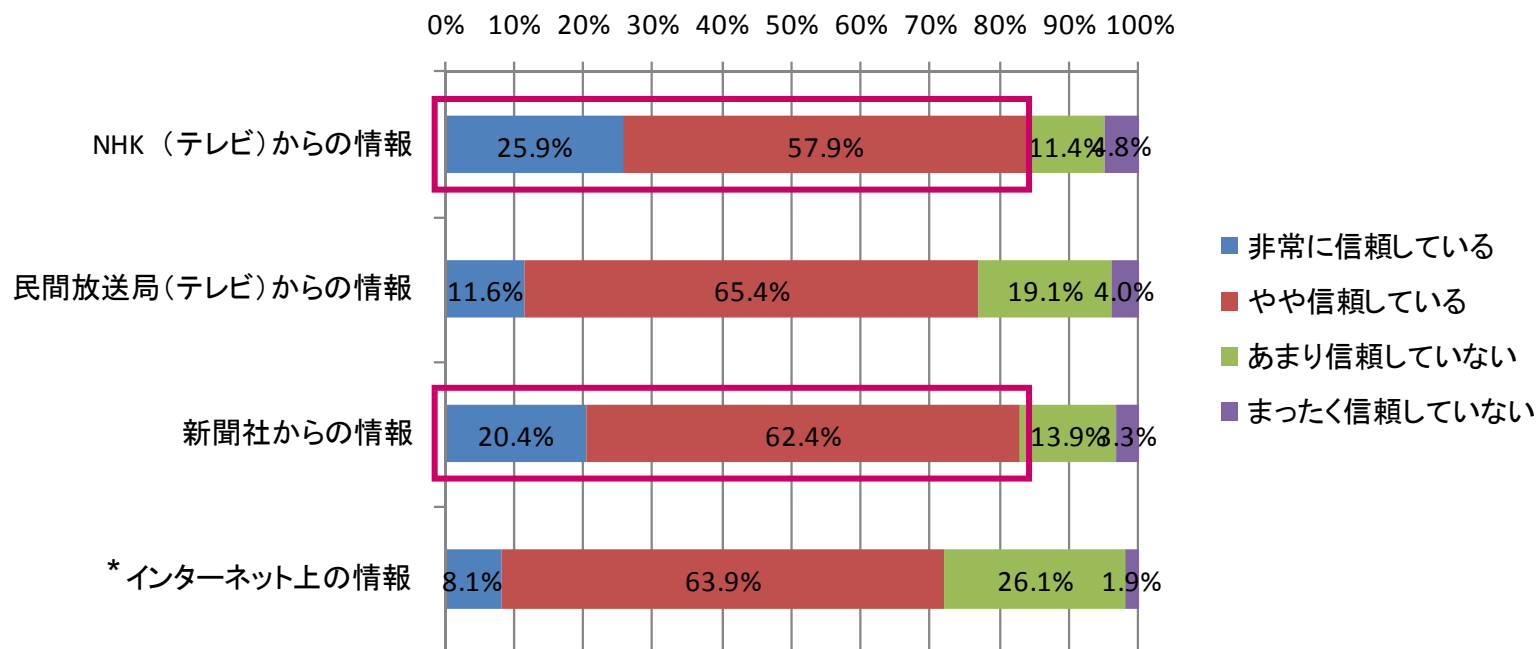
*「気象情報」「スポーツ情報」「芸能人に関する情報」「食事や健康などの生活情報」「政治や社会情勢に関する情報」「ビジネスや経済情報」の6種類

視聴者・国民のメディア接触の現状

各メディアからの情報への信頼度では、NHK・新聞社が高位となっている。

- 情報への信頼度では、NHKでは83.8%、新聞社では82.8%の人が「非常に信頼している」「やや信頼している」と回答している。

あなたは、以下の情報について、どの程度信頼していますか。以下の中からお答えください。



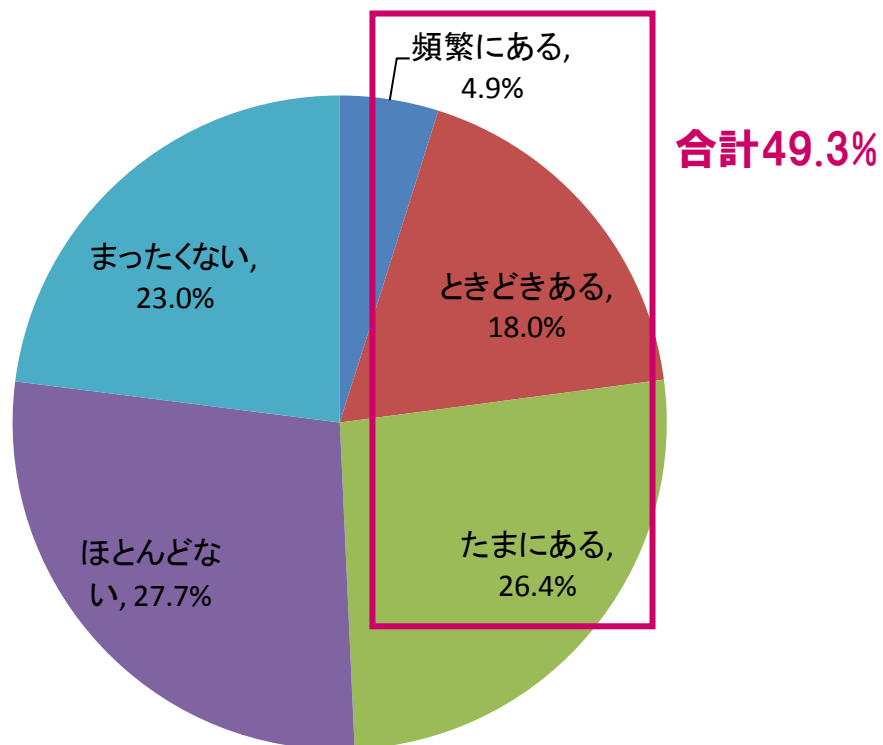
*「インターネット上の情報」という言葉は多義的で回答者により解釈が異なる可能性があるが、サイト接触態様の異なる回答者間で分析したところ、「インターネットからの情報」への信頼に大きな差はなかった。

視聴者・国民のメディア接触の現状

半数程度が、テレビや新聞で見た問題についてインターネットで調べ物や議論をしている。

- テレビや新聞で見た問題についてインターネットで「頻繁に」「ときどき」「たまに」調べ物や議論した人が、49.3%存在している。

テレビや新聞で見聞きした政治的・社会的問題について、インターネットで調べたり、議論なさったりしたことはありますか。

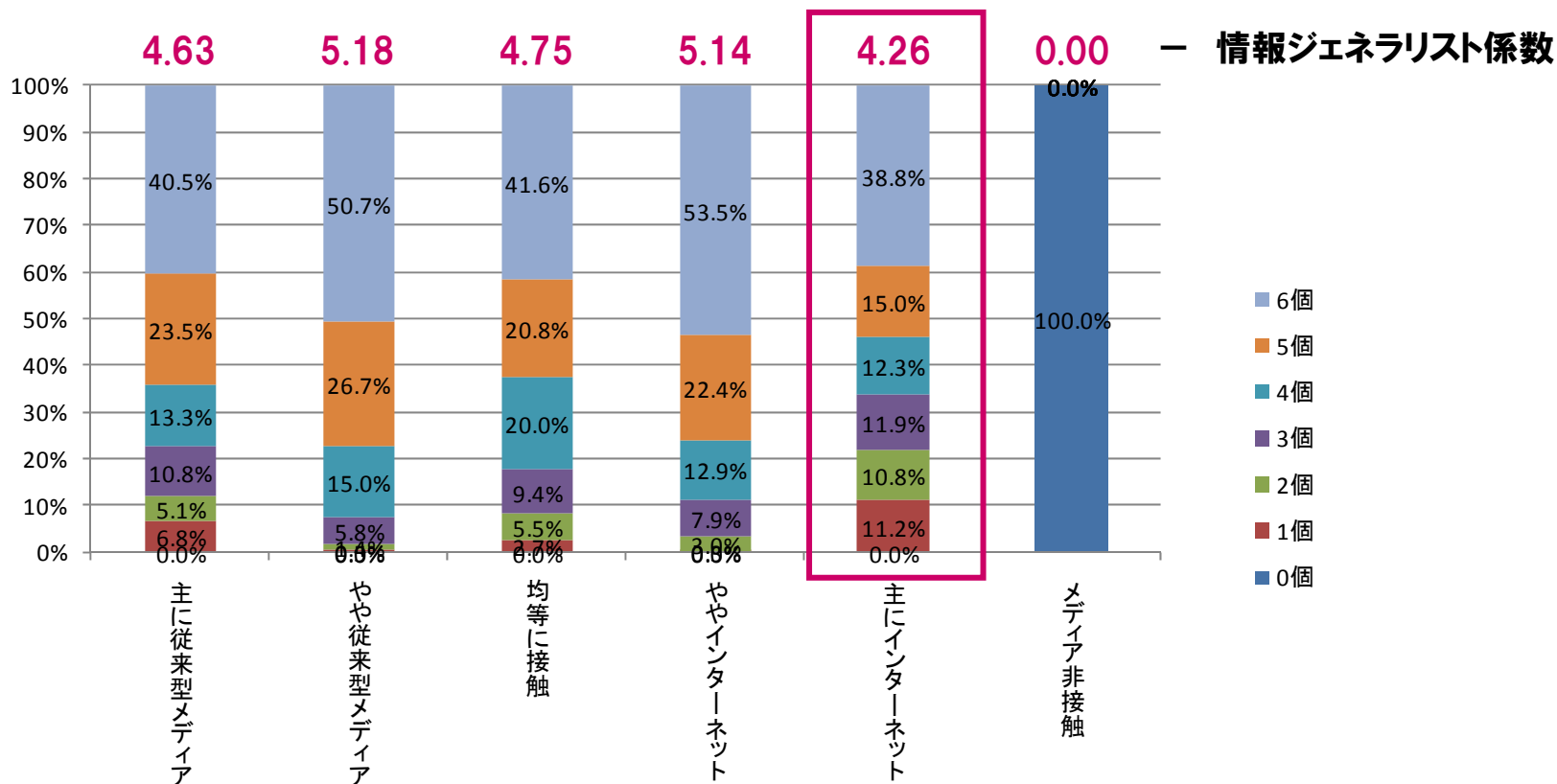


インターネットを主な情報源としている層の現状

インターネットを主な情報源としている層は、“情報ジェネラリスト”*傾向が低い。
 (接する情報領域が必ずしも広範囲ではない)

● インターネットを主な情報源としている層は、情報ジェネラリスト係数が4.26と他の層に比べ低い。

主に情報を得るメディア×情報ジェネラリスト係数



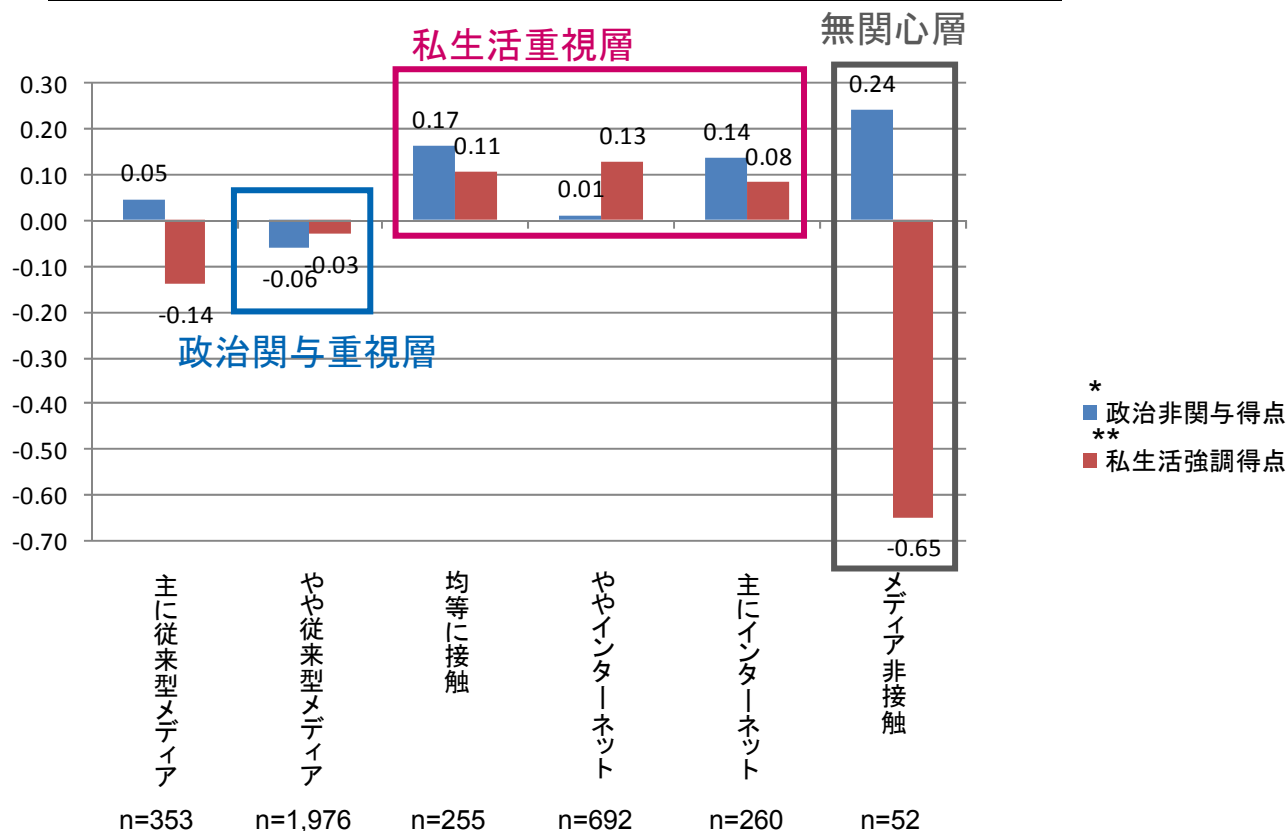
*情報ジェネラリスト係数・・・6つの情報領域(気象情報、スポーツ情報、芸能人に関する情報、食事や健康などの生活情報、政治や社会情勢に関する情報、ビジネスや経済情報)について見る頻度を質問し、「よく見る」「見る」と回答した領域の数を情報ジェネラリスト係数として算出している

インターネットを主な情報源としている層の現状

メディア接触の態様により、公的空間・私的空間との関わりのバランスについての価値観が分かれている。

- 青の棒グラフはマイナスで政治に関与する傾向、赤の棒グラフはプラスで私生活を重視する傾向を示す。
- やや従来型メディアへの接触が多い層は政治への関与を重視し、インターネットにメディア接触の重点がある層、均等に接触する層は私生活を重視し、メディア非接触層は両方に無関心の傾向。

主に情報を得るメディア別の「政治関与重視層」「私生活重視層」「無関心層」



*政治非関与得点・・・政治非関与因子に関する設問(Cf. JESⅢ第9回)への回答結果から1因子を抽出して設定
 **私生活強調得点・・・私生活強調因子に関する設問(Cf. JESⅢ第9回)への回答結果から1因子を抽出して設定

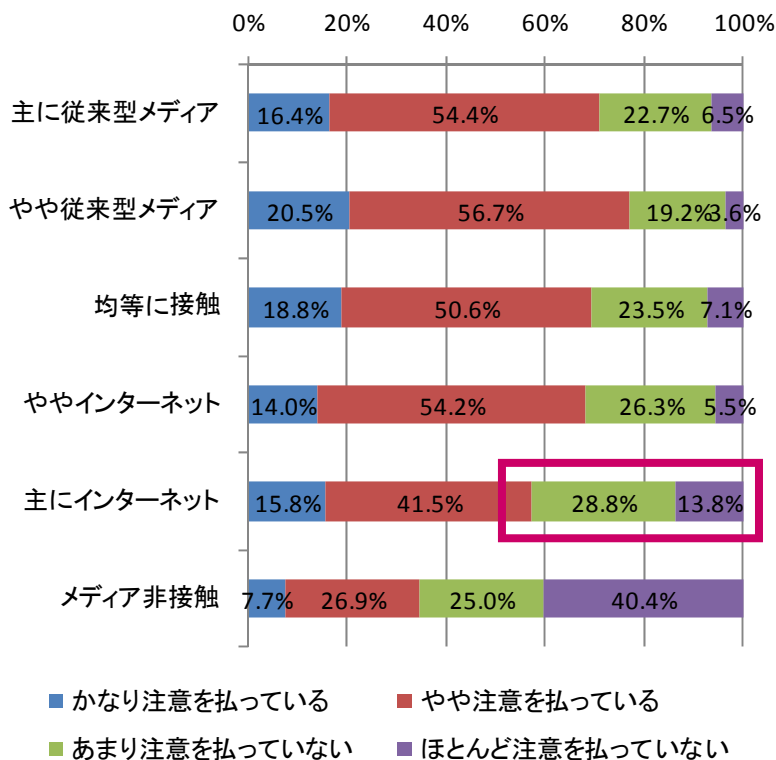
インターネットを主な情報源としている層の現状

インターネットを主な情報源としている人は、政治的関心・社会的知識が低位。

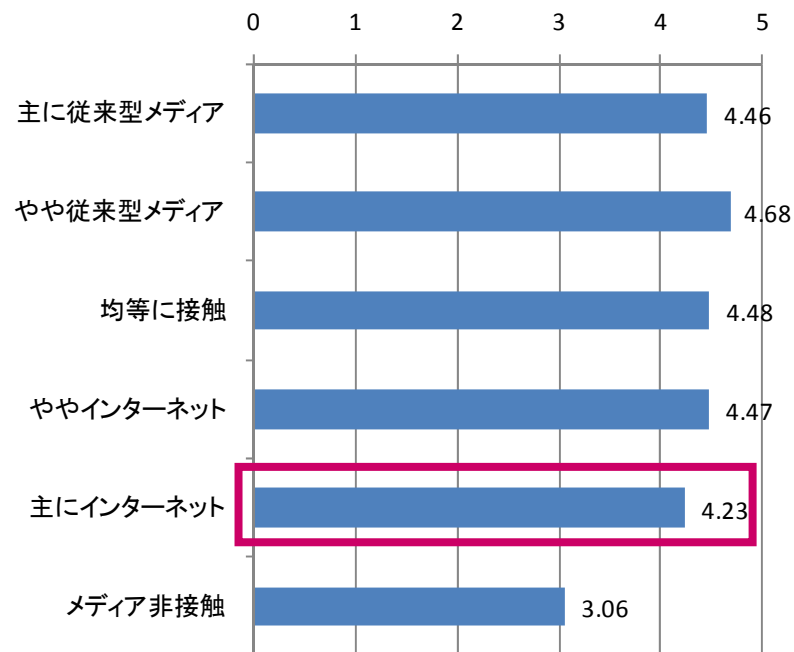
- 主にインターネットから情報を得ている人は、政治的な出来事に注意を払っていない人が42.6%と、他の層に比べ多い。

- 時事問題や社会制度に関する問題について、6問出題。
- 主にインターネットから情報を得ている人は、社会的知識の設問の平均正答数が4.23問と、他の層に比べ少ない。

選挙のある、なしに関わらず、いつも政治に関心を持っている人もいますし、そんなに関心を持たない人もいます。あなたは政治上の出来事に、どれくらい注意を払っていますか。



主に情報を得るメディア×社会的知識



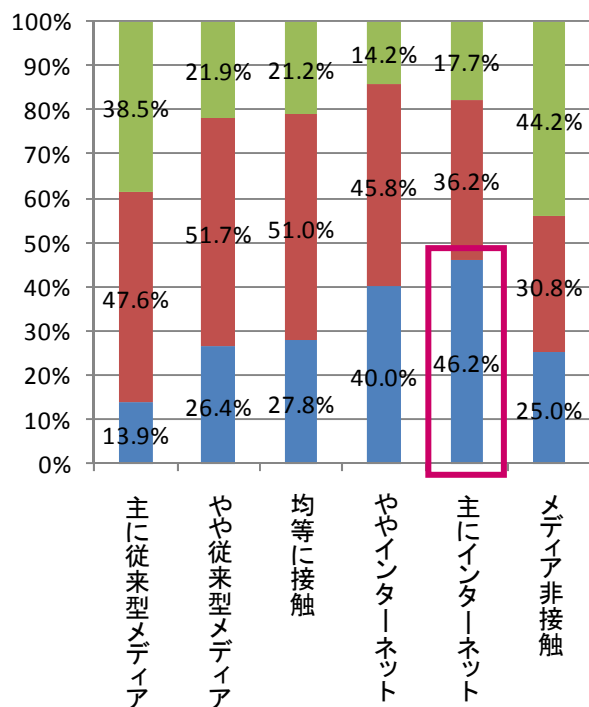
インターネットを主な情報源としている層の現状

インターネットを主な情報源としている層は“炎上”や“誤報”を見たことがある人が多い。

- インターネットを主な情報源としている層は、炎上を見たことがある人が46.2%、誤報を見たことがある人は45.8%と、他の層に比べ多い。

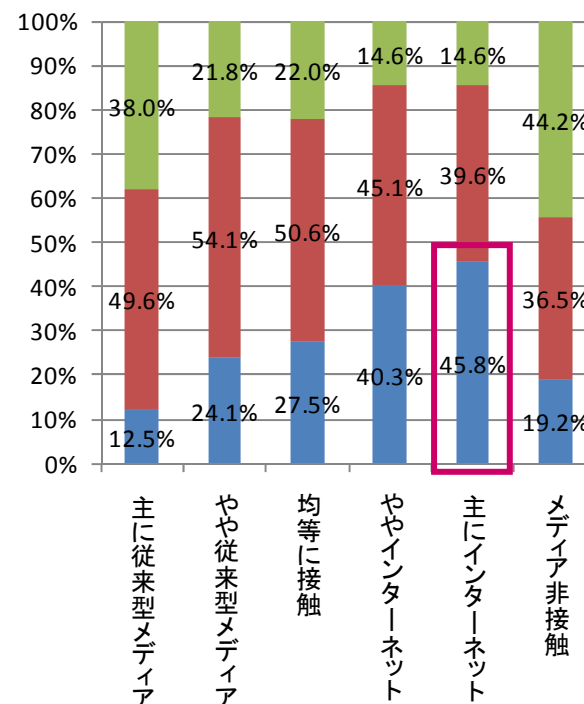
「炎上」との接触有無

インターネット上の特定の考え方や意見が、不特定かつ非常に多数の人から一斉に支持されたり、または、一斉に非難されたりすることがあります。このような状況をご覧になったことはありますか。



「誤報」との接触有無

インターネット上で見かけた情報が、後に間違いやウソであったとわかることがあります。このような状況をご覧になったことはありますか。



■ 見たことがある ■ 見たことはないが、そのようなことがあることは知っている ■ 見たことはなく、知らない

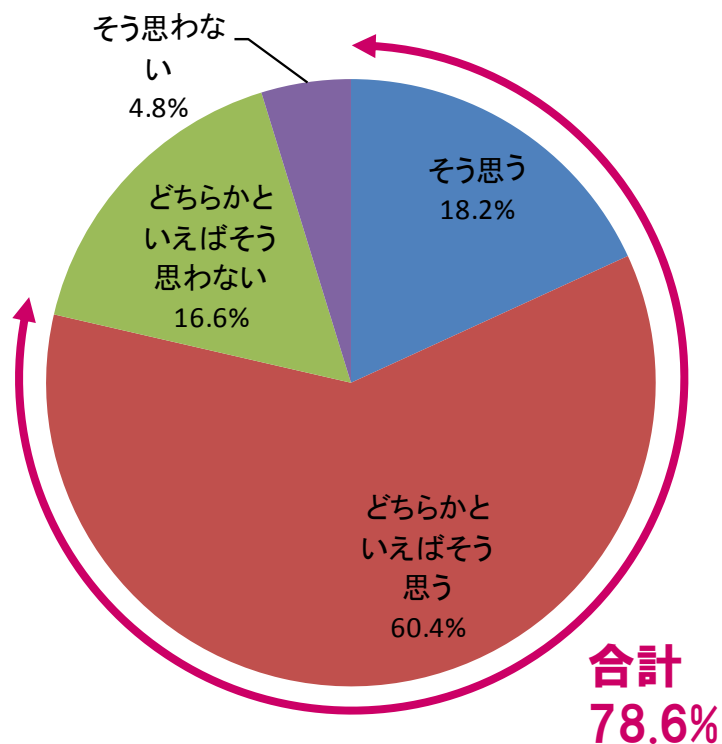
メディアの機能についての認識－社会心理学的アプローチから

メディアの機能として考えられている要素については、大きな期待がある。

- 議題設定機能、世論認知機能に対して、7割以上の人々が期待している。

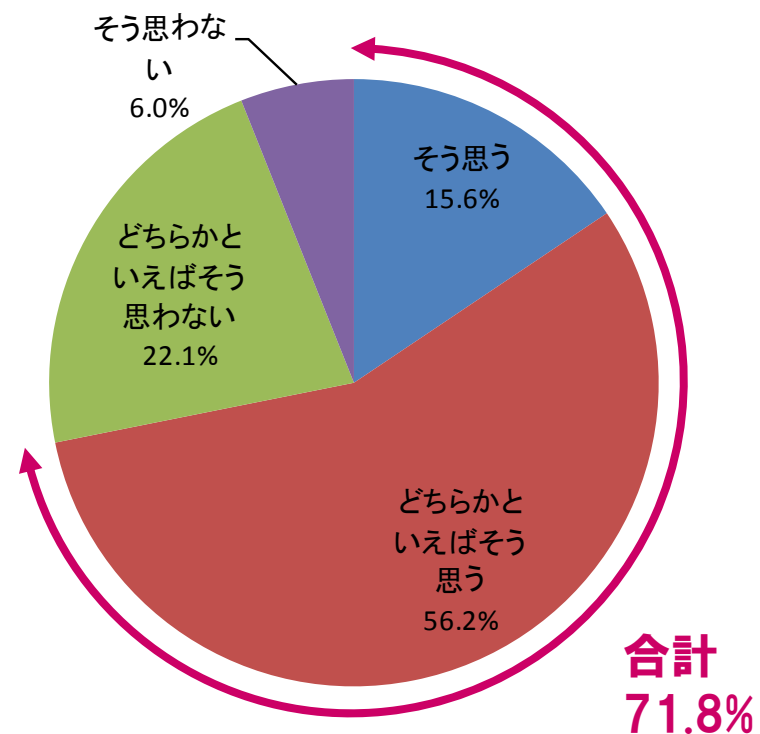
「議題設定機能」への期待

あなたは、どのような政治的・社会的問題が世間で重要だと思われるか知りたいと思いますか。



「世論認知機能」への期待

あなたは、世間で話題となっている政治的・社会的問題について、人々が賛成なのか反対なのか知りたいと思いますか。



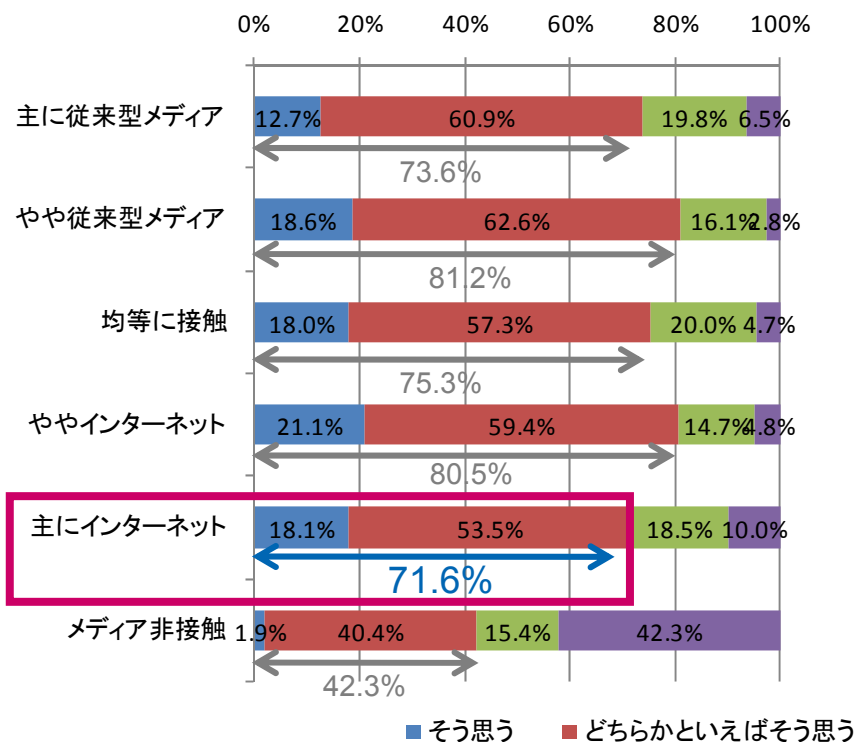
メディアの機能についての認識－社会心理学的アプローチから

インターネットを主な情報源としている人も、従来型メディアが果たしてきた機能である「議題設定機能」「世論認知機能」へ期待。

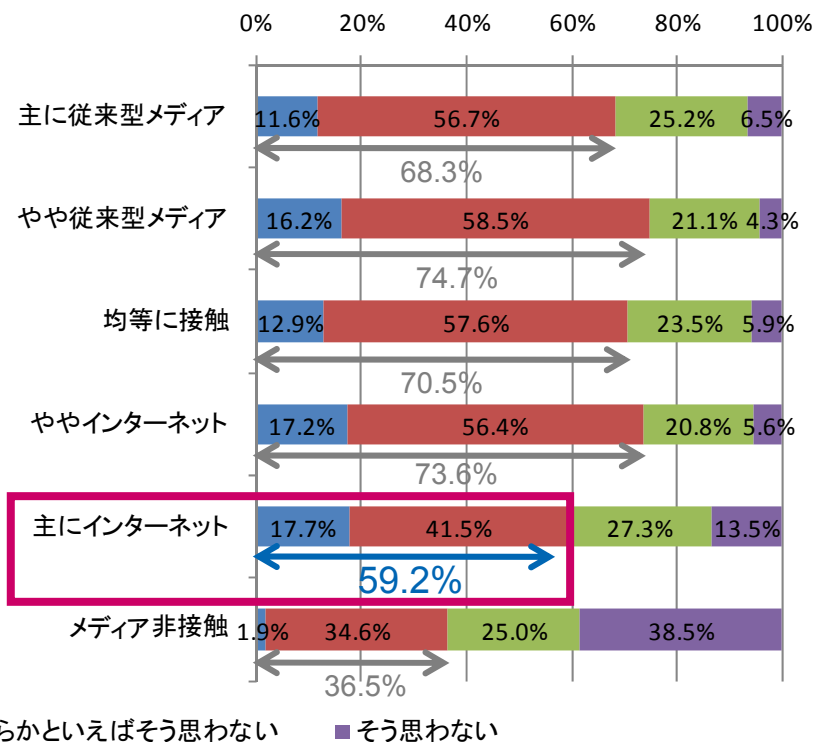
- 主にインターネットから情報を得ている人で、議題設定機能への期待がある人は71.6%と、他の層とほぼ同等。

- 主にインターネットから情報を得ている人で、世論認知機能への期待がある人は59.2%と、半数以上。

あなたは、どのような政治的・社会的問題が世間で重要だと思われるか知りたいと思いますか。



あなたは、世間で話題となっている政治的・社会的問題について、人々が賛成なのか反対なのか知りたいと思いますか。

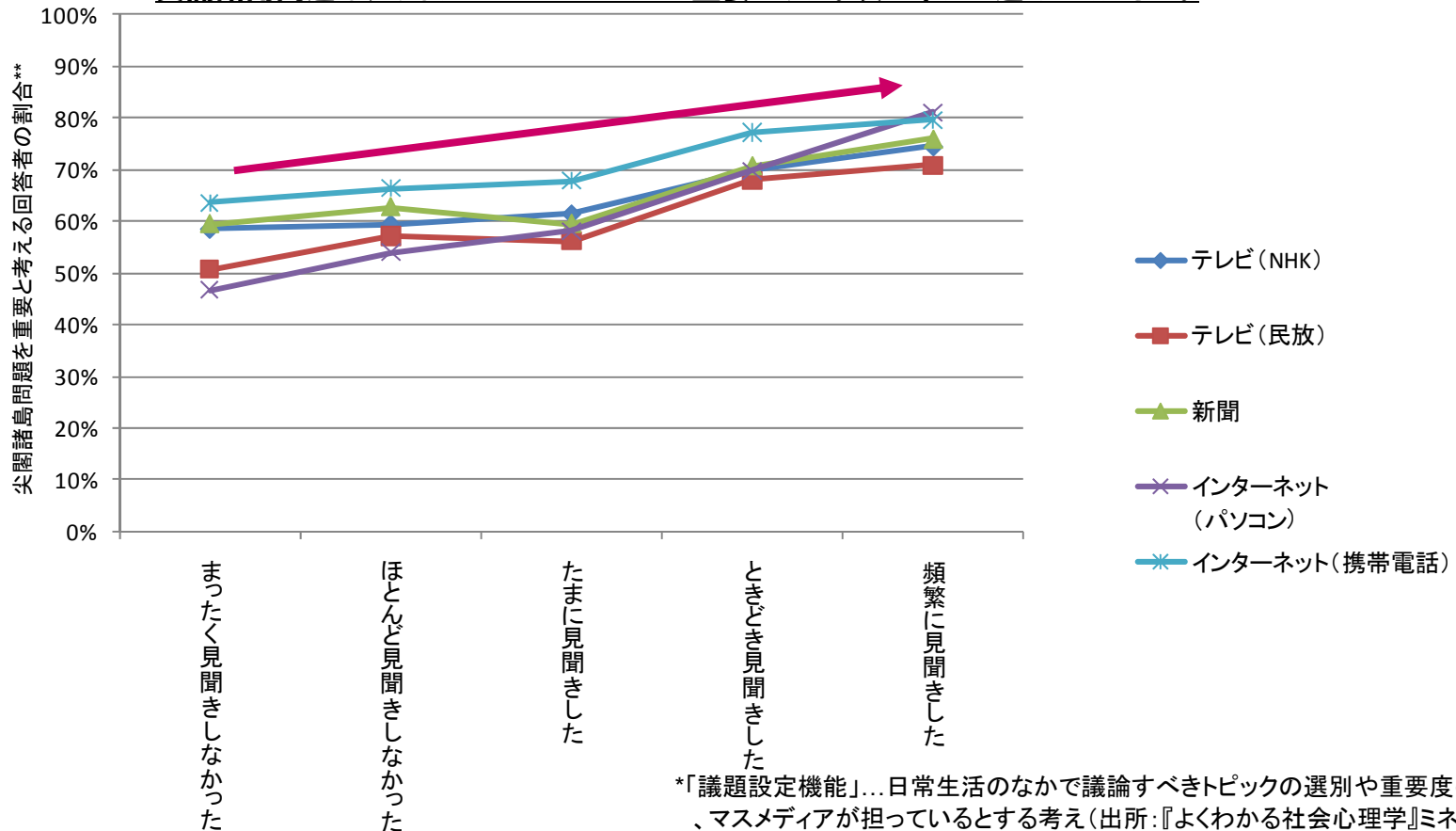


メディアの機能についての認識－社会心理学的アプローチから

メディアの伝統的機能と言われる「議題設定機能」*について、具体的争点での検証を行った。

- いずれのメディアであっても、尖閣諸島問題について頻繁に見聞きしているほど、尖閣諸島問題を重要と感じている。

尖閣諸島問題について、あなたは次のようなところでどのくらい情報を見聞きしましたか。
尖閣諸島問題は、あなたにとってどのくらい重要ですか。次の中から選んでください。



*「議題設定機能」...日常生活のなかで議論すべきトピックの選別や重要度の重みづけは、マスメディアが担っているとする考え(出所:『よくわかる社会心理学』ミネルヴァ書房)

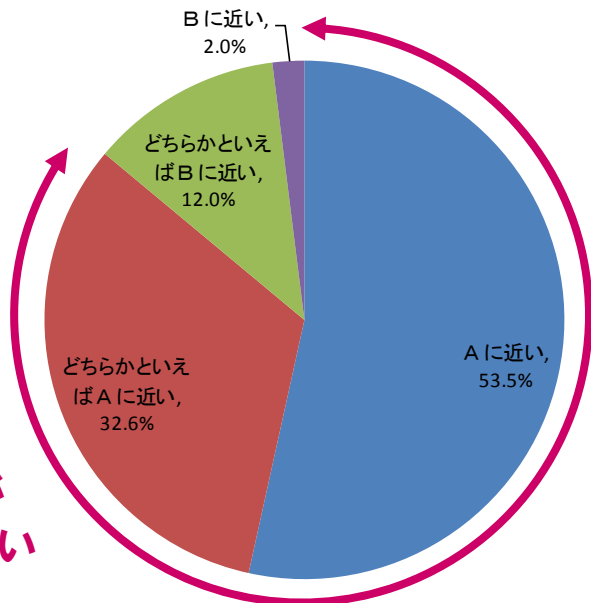
**「かなり重要である」「やや重要である」と回答した人の割合の合計値

メディアの機能についての認識－社会心理学的アプローチから

インターネットを主な情報源としている層では、自分と同じ意見の人が多くと認識する傾向＝「フォールス・コンセンサス効果」*が観察される。

- 尖閣諸島問題では「Aに近い」「どちらかといえばAに近い」という回答が86.1%と多いため、意見分布の認知としては「Aの意見の人が多く」「Aの意見の人がどちらかといえば多い」が正確な回答。
- 自分の意見が「Bに近い」と答えた人には、フォールス・コンセンサス効果が発生している。これをどの程度抑制できているかで、回答者が世論認知機能をどの程度享受できているか測定。
- インターネットを主な情報源としている層では、Bの意見の人が多くという意見が43.2%と他の層に比べ多い。

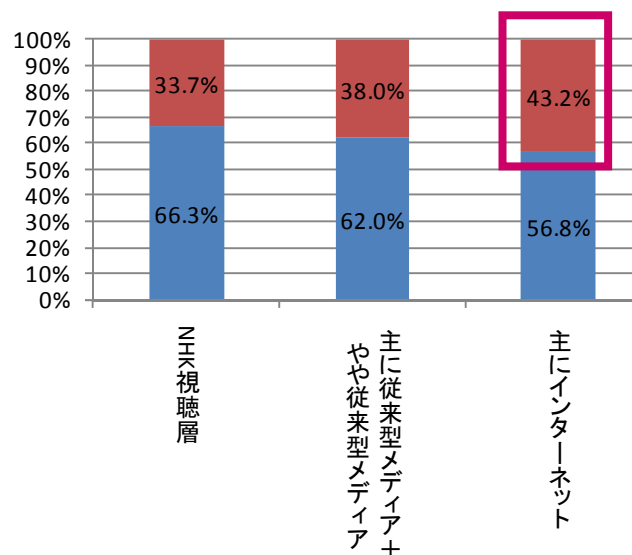
あなたご自身の意見はどちらに近いですか。
次の中から選んでください。【尖閣諸島問題】



86.1%の人が
Aの意見に近い

- A. 中国の漁船船長釈放要求は、明確な内政干渉である。処分保留のまま釈放したことは誤りであった
- B. 中国政府には、中国国民の意向を背景に、漁船船長の釈放を強硬に主張する以外の選択肢がなかった。輸出業務の正常化等、経済的なメリットを重視し、船長を釈放したことは正しかった

世間では、どちらの意見を持つ人の方が多いと思いますか。
次の中から選んでください。【尖閣諸島問題】
(Bに近い／どちらかというともBに近いと答えた人の回答傾向)



- Aの意見の人が多く/Aの意見の人がどちらかといえば多い
- Bの意見の人が多く/Bの意見の人がどちらかといえば多い

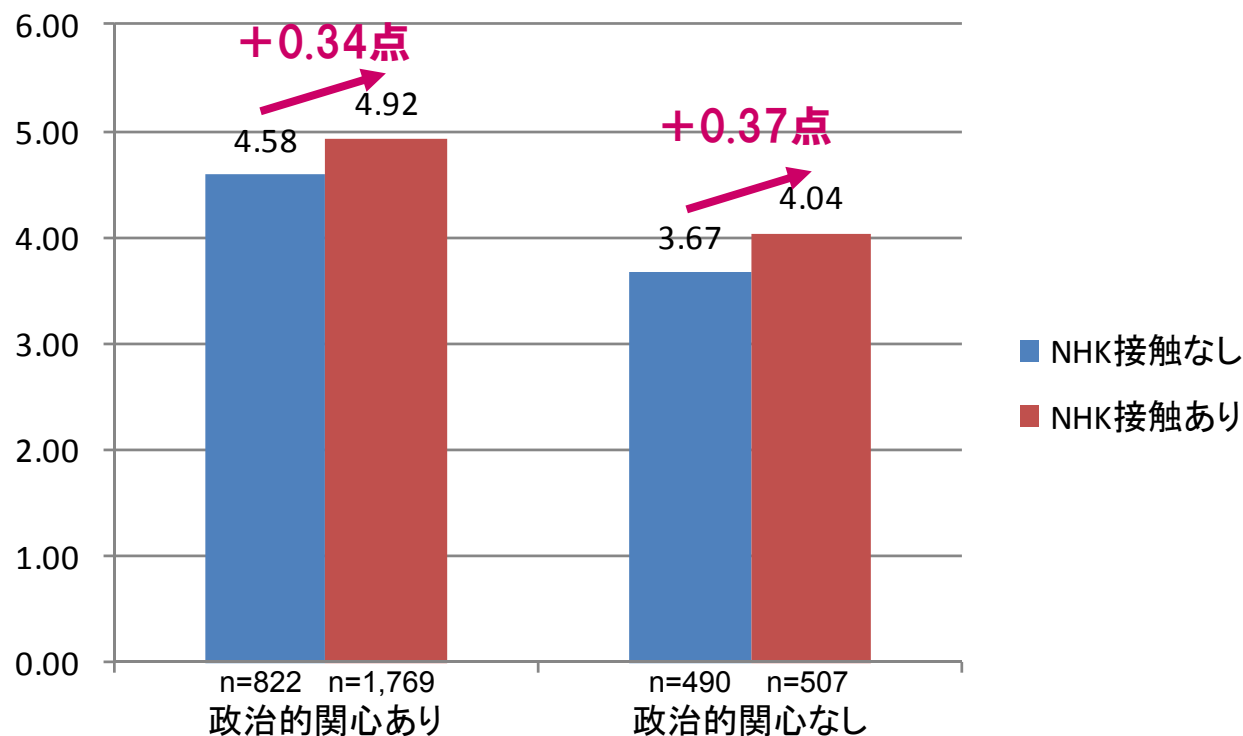
*「フォールス・コンセンサス効果」... 合理性推測の誤りと呼ばれ、自分の信念や選択が周囲の人に合意されている度合いや標準的である度合いを、実際より高く見積もる傾向のこと(出所:『よくわかる社会心理学』ミネルヴァ書房)

メディアの機能についての認識－社会心理学的アプローチから

政治的関心の高低に関わらず、NHKへの接触があると、社会的知識を一定程度高める効果が確認される。

- 政治的関心の高い人ではNHK視聴による社会的知識の設問の平均正答数への上昇効果は+0.34点、政治的関心の低い層では+0.37点と、いずれの層においても効果が見受けられた。
- これは「知識ギャップ仮説」*に反するものと考えられる。

政治的関心の高低別 NHK接触の社会的知識の設問の平均正答数に対する影響



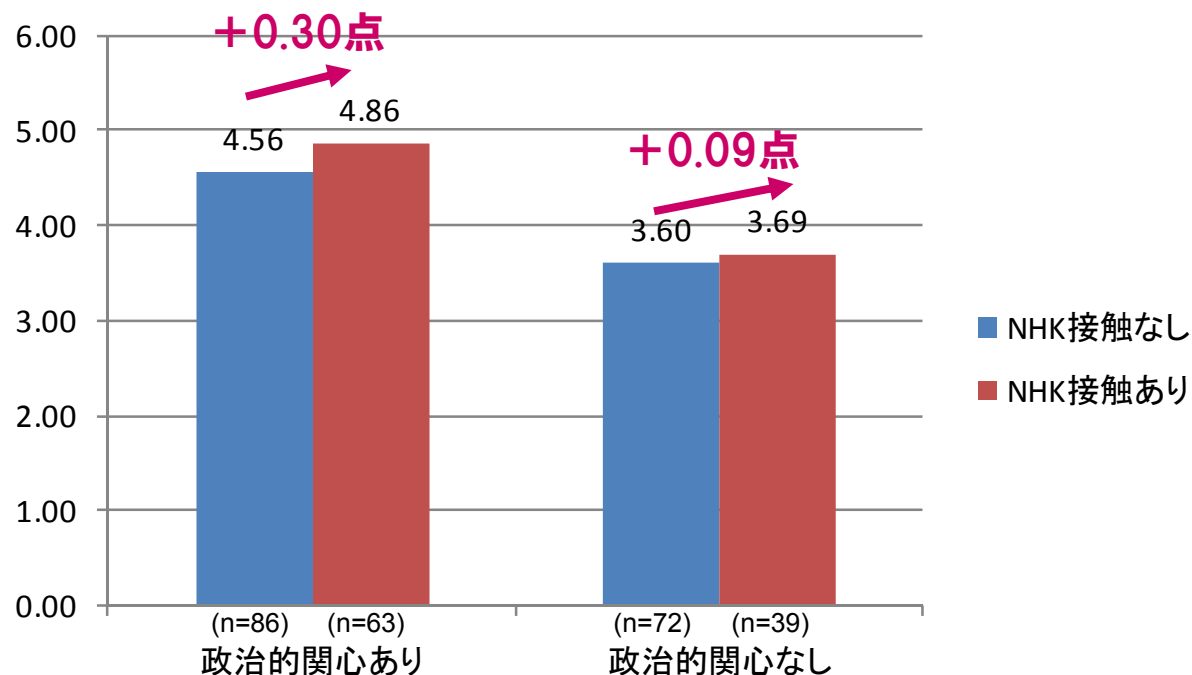
*「知識ギャップ仮説」...メディアによる報道は、知識の少ない人の知識量を底上げすることですでに生じている知識の不均衡を是正するのではなく、むしろ知識量の差を拡大・補強するのではないかという考え(出所:『よくわかる社会心理学』ミネルヴァ書房)

メディアの機能についての認識－社会心理学的アプローチから

インターネットを主な情報源としている層においても、NHKへの接触があると、社会的知識に一定の上昇効果が認められる。

- インターネットを主な情報源としている層において、政治的関心の低い層においても、NHK接触により社会的知識が0.09点増加している。

政治的関心の高低別 NHK接触の社会的知識の設問の平均正答数に対する影響
(インターネットを主な情報源としている層)



メディアの機能についての認識－社会心理学的アプローチから

NHK、新聞、インターネット(PC)による情報接触は、政治関心の影響を除いても、社会問題への知識を高める可能性(携帯によるインターネット接触は負の効果)

- 政治関心をコントロールしたモデル2においても、NHK、新聞、インターネット(PC)による情報接触は社会的知識に対して正の係数を示している。

社会的知識(0～6点)を説明する順序プロビット分析
(有意確率5%で有意なものを濃い青色、有意確率10%で有意なものを薄い青色で表記)

	モデル1			モデル2 (政治関心含む)		
	B	標準誤差	有意確率	B	標準誤差	有意確率
説明変数						
Q1_NHK接触得点*	0.018	0.004	0.000	0.008	0.004	0.052
Q1_民放接触得点*	0.006	0.005	0.187	0.000	0.005	0.977
Q1_新聞接触得点*	0.014	0.004	0.000	0.009	0.004	0.019
Q1_インターネット(PC)接触得点*	0.035	0.005	0.000	0.025	0.005	0.000
Q1_インターネット(携帯)接触得点*	-0.019	0.004	0.000	-0.020	0.004	0.000
Q3_政治関心	-	-	-	0.378	0.026	0.000
性別(1=男性/2=女性)	-0.529	0.037	0.000	-0.447	0.037	0.000
年齢	0.014	0.002	0.000	0.011	0.002	0.000
しきい値						
[社会的知識 = 0]	-2.260	0.157	0.000	-1.812	0.164	0.000
[社会的知識 = 1]	-1.624	0.133	0.000	-1.136	0.138	0.000
[社会的知識 = 2]	-0.893	0.126	0.000	-0.366	0.132	0.005
[社会的知識 = 3]	-0.259	0.125	0.039	0.298	0.131	0.023
[社会的知識 = 4]	0.495	0.125	0.000	1.079	0.131	0.000
[社会的知識 = 5]	1.350	0.126	0.000	1.958	0.133	0.000
N	3,588			3,588		
Cox&Snell 疑似R-sq	0.142			0.191		
Nagelkerke 疑似R-sq	0.149			0.200		
McFadden 疑似R-sq	0.049			0.068		

*NHK、民放、新聞、インターネット(PC/携帯)接触得点: 気象、スポーツ、芸能人、食事・健康、政治・社会情勢、ビジネス・経済の計6分野について、接触頻度を計算。「よく見る(4点)」「見る(3点)」「あまり見ない(2点)」「見ない(1点)」として、メディアごとに単純加算)

NHK、新聞による情報接触は、政治関心の影響を除いても、政治的有効性感覚を高める可能性(民放による情報接触は負の効果)

- 政治関心をコントロールしたモデル2においても、NHK、新聞による情報接触は政治的有効性感覚に対して正の係数を示している***

政治的有効性感覚を従属変数とするOLS回帰分析
 (**)
 (有意確率5%で有意なものを濃い青色、有意確率10%で有意なものを薄い青色で表記)

説明変数	モデル1				モデル2 (政治関心含む)			
	B	標準誤差	β	有意確率	B	標準誤差	β	有意確率
Q1_NHK接触得点*	0.025	0.004	0.122	0.000	0.011	0.004	0.052	0.002
Q1_民放接触得点*	-0.011	0.004	-0.044	0.013	-0.019	0.004	-0.078	0.000
Q1_新聞接触得点*	0.014	0.003	0.075	0.000	0.008	0.003	0.039	0.021
Q1_インターネット(PC)接触得点*	0.014	0.004	0.057	0.001	-0.002	0.004	-0.008	0.633
Q1_インターネット(携帯)接触得点*	0.003	0.004	0.012	0.500	0.002	0.004	0.010	0.537
Q3_政治関心	-	-	-	-	0.515	0.021	0.402	0.000
性別(1=男性/2=女性)	-0.278	0.033	-0.138	0.000	-0.144	0.031	-0.072	0.000
年齢	0.012	0.001	0.143	0.000	0.006	0.001	0.074	0.000
定数	-0.648	0.112		0.000	-1.415	0.109		0.000
N	3,588				3,588			
R-sq	0.091				0.191			
調整済みR-sq	0.089				0.200			

*NHK、民放、新聞、インターネット(PC/携帯)接触得点: 気象、スポーツ、芸能人、食事・健康、政治・社会情勢、ビジネス・経済の計6分野について、接触頻度を計算。「よく見る(4点)」「見る(3点)」「あまり見ない(2点)」「見ない(1点)」として、メディアごとに単純加算)

**従属変数は、政治的有効性感覚に関する4項目(「選挙では大勢の人が投票するのだから、自分一人くらい投票してもしなくてもどちらでもかまわない(逆)」「自分には政府のすることに対してそれを左右する力はない(逆)」「政治とか政府とかは、あまりに複雑なので、自分には何をやっているのかよく理解できないことがある(逆)」「国会議員は、大ざっぱに言って、当選したらすぐ国民のことを考えなくなる(逆)」の主成分得点を用いた。

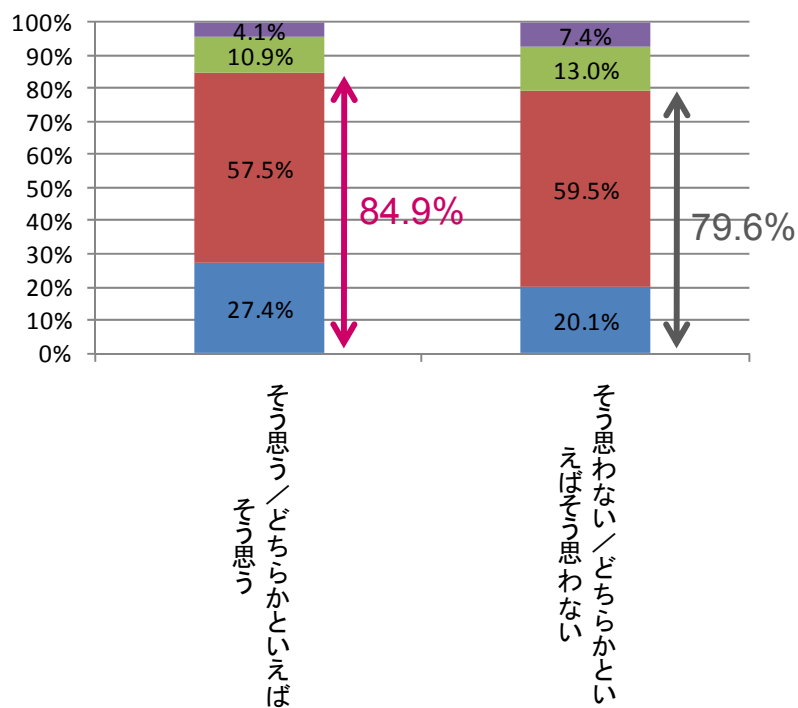
***注: ただし、係数そのものはあまり大きくないので、解釈には注意を要する

NHKとの関係についてーメディアの機能とNHK

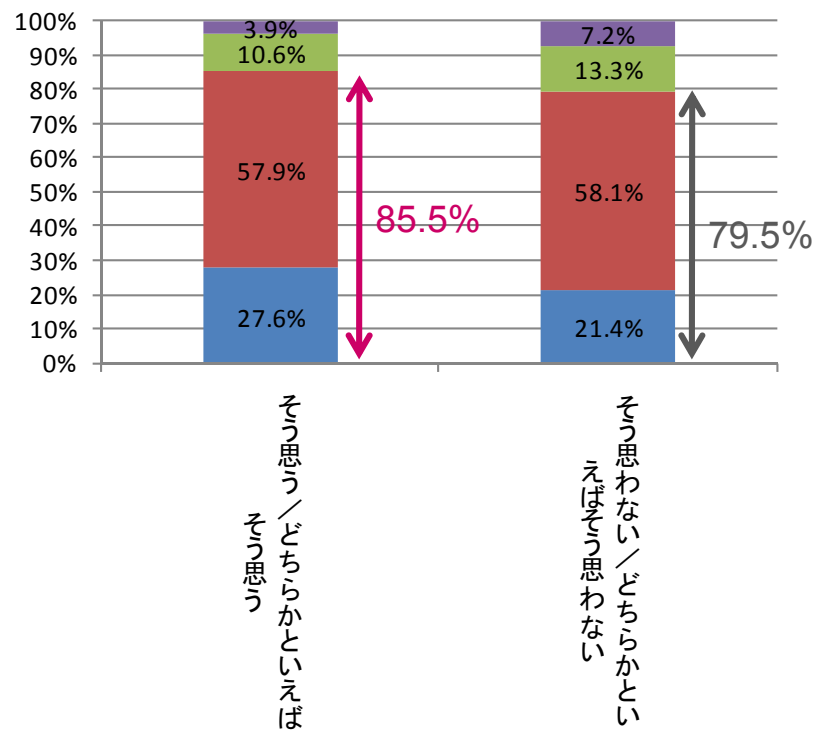
メディアの機能に期待する人は、NHKからの情報に高い信頼を寄せている。

- 議題設定機能へ高い期待を寄せている層は、期待の低い層よりもNHKからの情報を信頼している。
- 世論認知機能へ高い期待を寄せている層は、期待の低い層よりもNHKからの情報を信頼している。

議題設定機能への期待×NHKからの情報への信頼



世論認知機能への期待×NHKからの情報への信頼



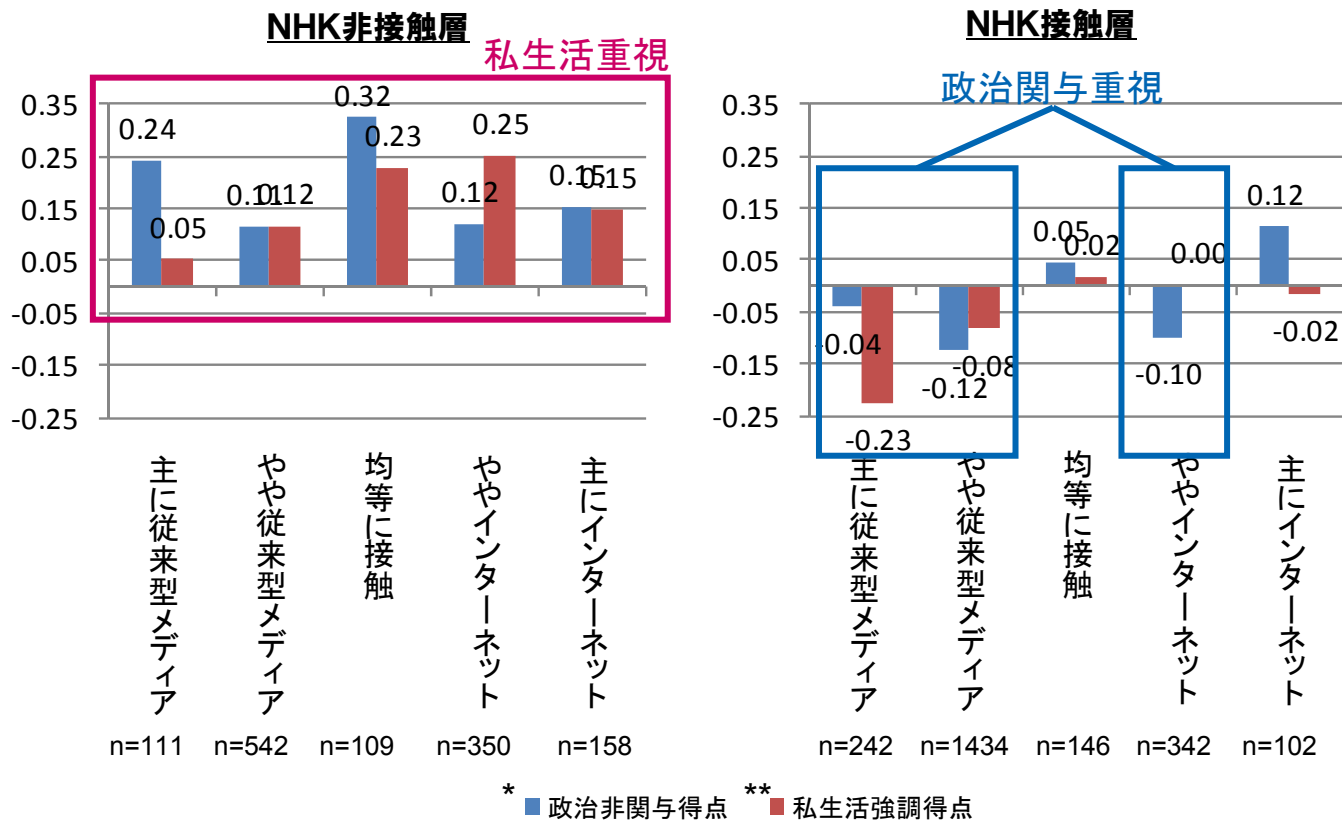
■ 非常に信頼している ■ やや信頼している ■ あまり信頼していない ■ まったく信頼していない

NHKとの関係についてーメディアの機能とNHK

NHK接触層では、公的空間との関わりの比重が高い人が多い。

- NHK接触層はNHK非接触層に比べ政治非関与得点が低く、政治への関心が高い。

主に情報を得るメディア別の「政治関与重視層」「私生活重視層」



*政治非関与得点…政治非関与因子に関する設問(Cf. JESⅢ第9回)への回答結果から1因子を抽出して設定
 **私生活強調得点…私生活強調因子に関する設問(Cf. JESⅢ第9回)への回答結果から1因子を抽出して設定

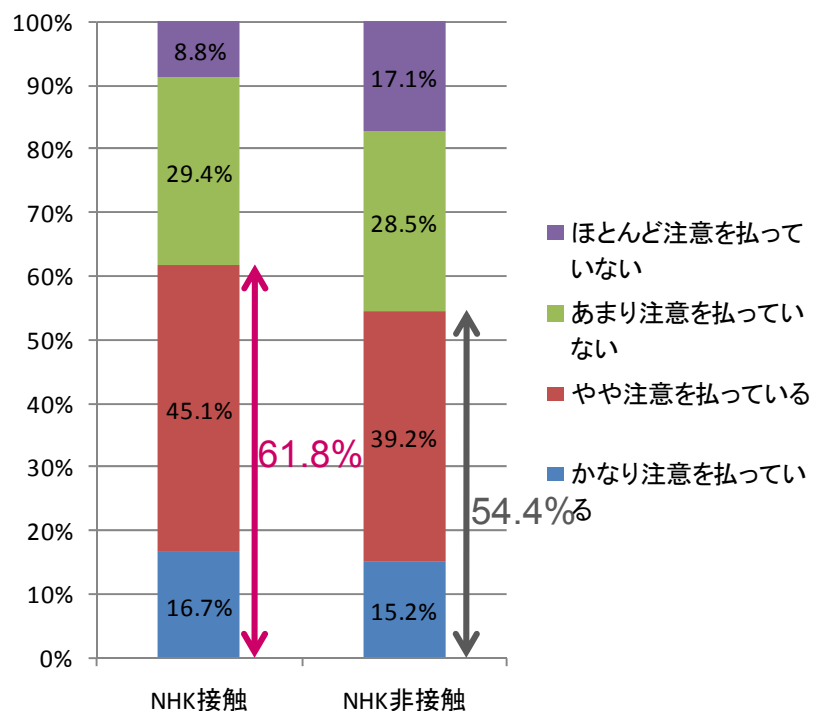
NHKとの関係についてーメディアの機能とNHK

インターネットを主な情報源としている人の中でも、NHK接触層は政治的関心、社会的知識が高い傾向。

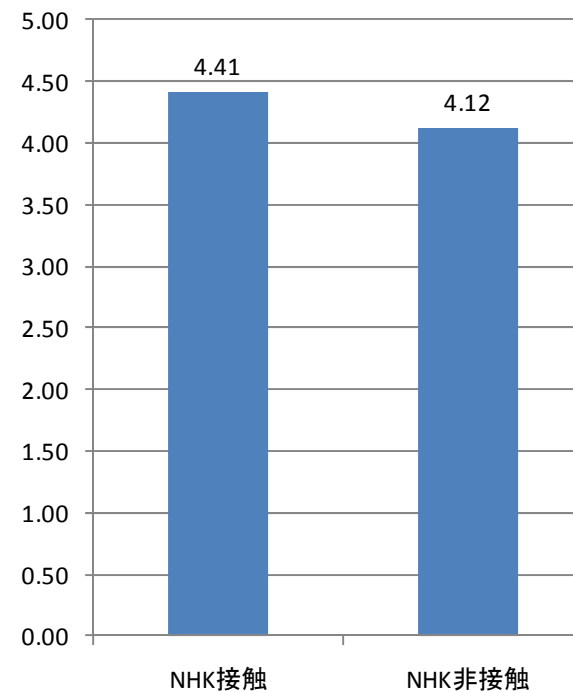
- 主にインターネットから情報を得ている人の中でも、NHK視聴層は政治的な出来事に関心を払っている人が61.8%と、NHK非視聴層の54.4%に比べ多い。

- 主にインターネットから情報を得ている人の中でも、NHK視聴層の社会的知識の設問の正答数は4.41問と、NHK非視聴層の4.12問に比べ高い。

主にインターネットから情報を得ている層のNHK接触別
政治的関心



主にインターネットから情報を得ている層のNHK接触別
社会的知識の設問の正答数

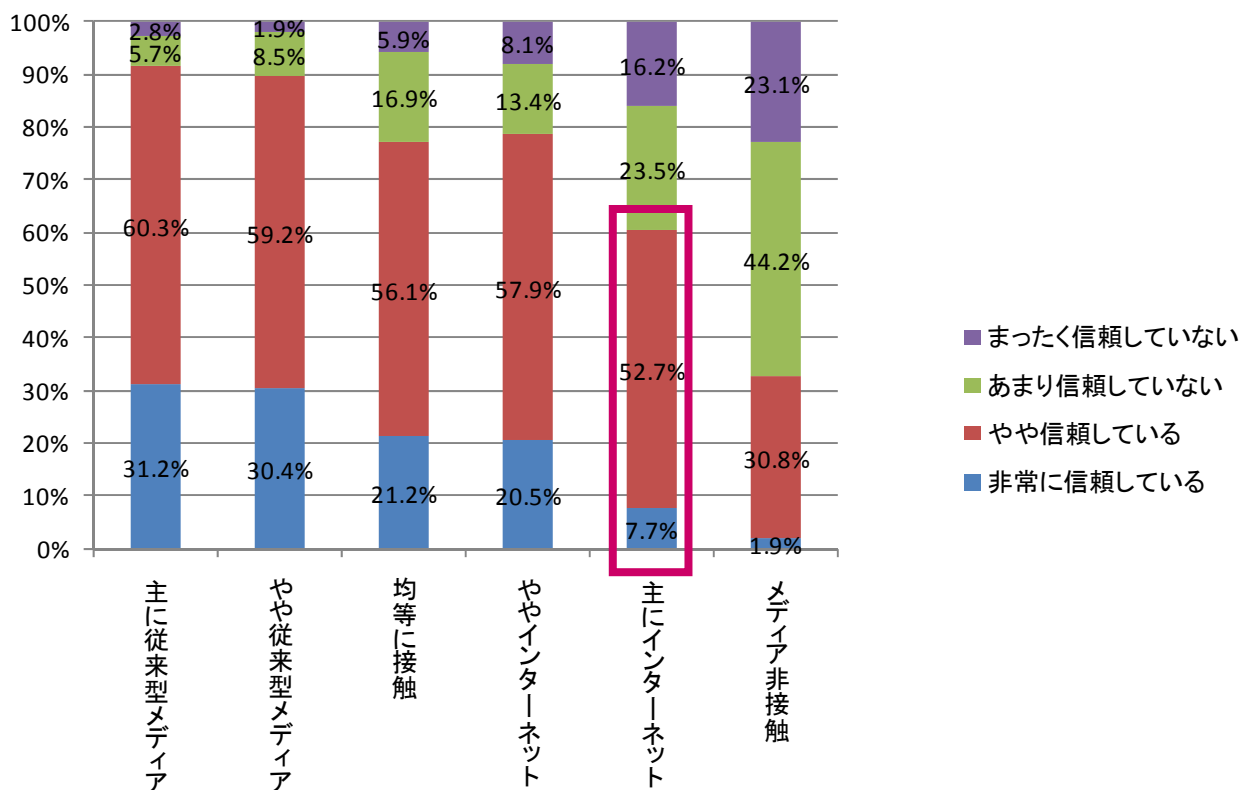


NHKとの関係についてーメディアの機能とNHK

主にインターネットから情報を得ている層の、半数以上の人々がNHKの情報を信頼している。

- 主にインターネットから情報を得ている人の60.4%がNHKからの情報に信頼を寄せている。

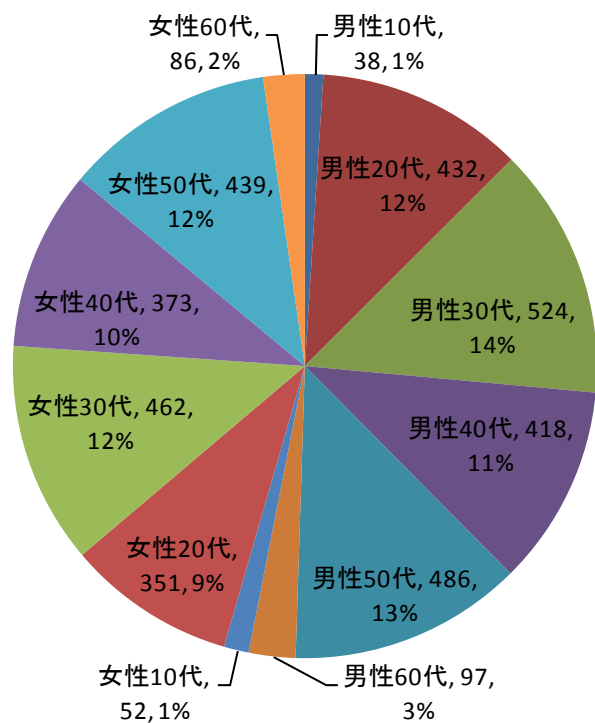
主に情報を得るメディア×NHKからの情報への信頼



【参考】回答者属性

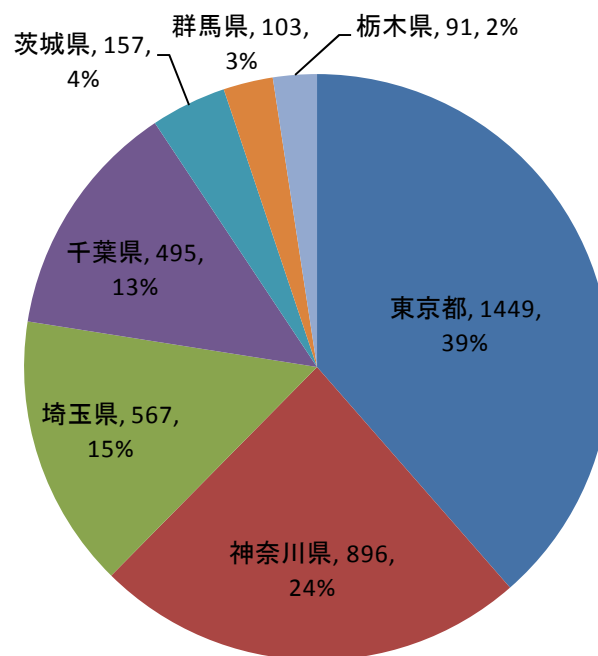
- 調査実施日: 11/20-21
- 外部シンクタンク保有のパネルを使用(パネル数4,000、定期的に入れ替え実施)
- 有効回答者数: 3,588

性年代属性



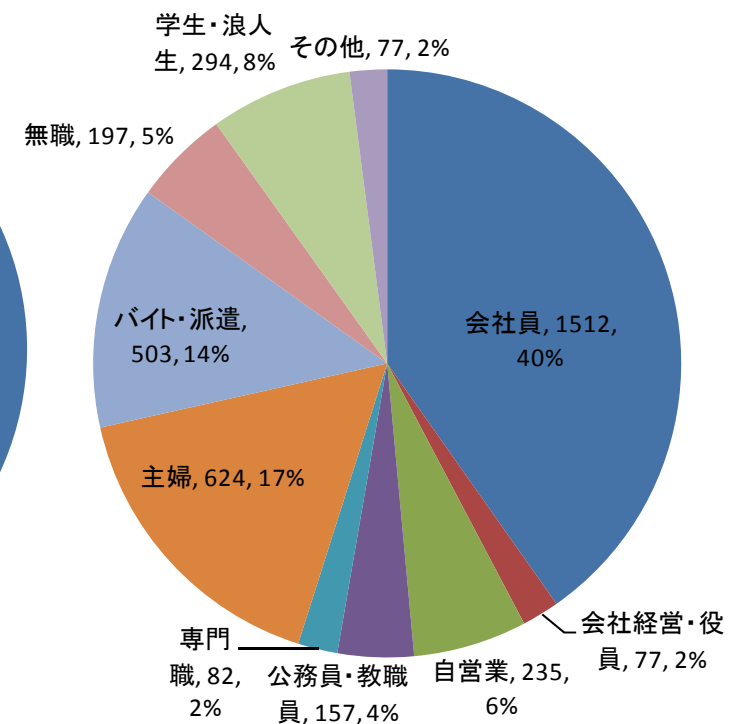
男女、16歳～69歳
20～59歳は人口構成で年代割りつけ
(10代、60代は人口構成よりも少ない)

居住地域



関東地区
(茨城、栃木、群馬、千葉、
埼玉、東京、神奈川)

職業



アンケート
調査票

アンケート調査票(1/9)

本アンケートでは、あなたがメディアとどのように接しているかおたずねすると共に、あなたの社会に関するお考えを伺います。

最初に、あなたと各種メディア（テレビ、新聞、インターネット等）との関係についておたずねします。

問1. あなたは普段、テレビ、新聞、パソコンや携帯電話向けのサイトなどで、以下のジャンルの情報をご覧になりますか？ それぞれのメディア、それぞれのジャンルについてお答えください（それぞれひとつだけ）

		(ア) よく見る	(イ) 見る	(ウ) あまり見 ない	(エ) 見ない
テレビ (NHK)	気象情報	1	2	3	4
	スポーツ情報	1	2	3	4
	芸能人に関する情報	1	2	3	4
	食事や健康などの生活情報	1	2	3	4
	政治や社会情勢に関する情報	1	2	3	4
	ビジネスや経済情報	1	2	3	4
テレビ (民放)	気象情報	1	2	3	4
	スポーツ情報	1	2	3	4
	芸能人に関する情報	1	2	3	4
	食事や健康などの生活情報	1	2	3	4
	政治や社会情勢に関する情報	1	2	3	4
	ビジネスや経済情報	1	2	3	4
新聞	気象情報	1	2	3	4
	スポーツ情報	1	2	3	4
	芸能人に関する情報	1	2	3	4
	食事や健康などの生活情報	1	2	3	4
	政治や社会情勢に関する情報	1	2	3	4

	ビジネスや経済情報	1	2	3	4
インターネ ット（パソ コン）	気象情報	1	2	3	4
	スポーツ情報	1	2	3	4
	芸能人に関する情報	1	2	3	4
	食事や健康などの生活情報	1	2	3	4
	政治や社会情勢に関する情報	1	2	3	4
	ビジネスや経済情報	1	2	3	4
インターネ ット（携帯 電話）	気象情報	1	2	3	4
	スポーツ情報	1	2	3	4
	芸能人に関する情報	1	2	3	4
	食事や健康などの生活情報	1	2	3	4
	政治や社会情勢に関する情報	1	2	3	4
	ビジネスや経済情報	1	2	3	4

問2. あなたは、以下の情報について、どの程度信頼していますか。以下の中からお答えください。（それぞれひとつだけ）

	(ア) 非常に 信頼して いる	(イ) やや 信頼して いる	(ウ) あまり 信頼して いない	(エ) まったく 信頼して いない
NHK（テレビ）からの情報	1	2	3	4
民間放送局（テレビ）からの情報	1	2	3	4
新聞社からの情報	1	2	3	4
インターネット上の情報	1	2	3	4

アンケート調査票(2/9)

次に、あなたの社会全般に対する考えをおたずねします。

問3. 選挙のある、なしに関わらず、いつも政治に関心を持っている人もいますし、そんなに関心を持たない人もいます。あなたは政治上の出来事に、どれくらい注意を払っていますか。(ひとつだけ)

(ア) かなり注意を払っている	(イ) やや注意を払っている	(ウ) あまり注意を払っていない	(エ) ほとんど注意を払っていない
1	2	3	4

問4. 国民と選挙や政治との関わり合いに関するそれぞれの意見について、あなたのお気持ちをお答えください。(それぞれひとつだけ)

	(ア) そう思う	(イ) どちらかといえばそう思う	(ウ) どちらともいえない	(エ) どちらかといえばそう思わない	(オ) そう思わない
(1) 選挙では大勢の人が投票するのだから、自分一人くらい投票してもしなくてもどちらでもかまわない	1	2	3	4	5
(2) 自分には政府のすることに対してそれを左右する力はない	1	2	3	4	5
(3) 政治とか政府とかは、あまりに複雑なので、自分には何をやっているのかよく理解できないことがある	1	2	3	4	5
(4) 国会議員は、大ざっぱに言って、当選したらすぐ国民のことを考えなくなる	1	2	3	4	5

問5. あなたにとって、政治とはどのような存在かについてお尋ねします。あなたのお考えに近いものは次のうちどれでしょうか。(それぞれひとつだけ)

	(ア) そう思う	(イ) どちらかといえばそう思う	(ウ) あまりそう思わない	(エ) そう思わない
(1) 政治とは自分から積極的に働きかけるもの	1	2	3	4
(2) 政治とは監視していくもの	1	2	3	4
(3) 政治とは、なるようにしかならないもの	1	2	3	4
(4) 政治的なことにはできればかわりたくない	1	2	3	4
(5) 私と政治との間に何の関係もない	1	2	3	4

問6. 社会と私生活とのバランスに関する、以下の意見についてお尋ねします。あなたのお考えに近いものはどれでしょうか。(それぞれひとつだけ)

	(ア) そう思う	(イ) どちらかといえばそう思う	(ウ) あまりそう思わない	(エ) そう思わない
(1) 政治に関心を持つより、自分の生活を充実することに時間を使いたい	1	2	3	4
(2) 快適で豊かな消費生活こそ重要だ	1	2	3	4
(3) 私にとって友人や家族と過ごす時間が何より重要だ	1	2	3	4
(4) 私にとって仕事の充実感は何よりの生き甲斐だ	1	2	3	4

アンケート調査票(3/9)

次に、社会に関連した事柄についてお聞きいたします。

問7. 現在のアメリカ大統領の名前をご存じですか。(ひとつだけ)

1. ヒラリー・クリントン
2. ジョージ・W・ブッシュ
3. バラク・オバマ
4. ジョセフ・バイデン
5. わからない

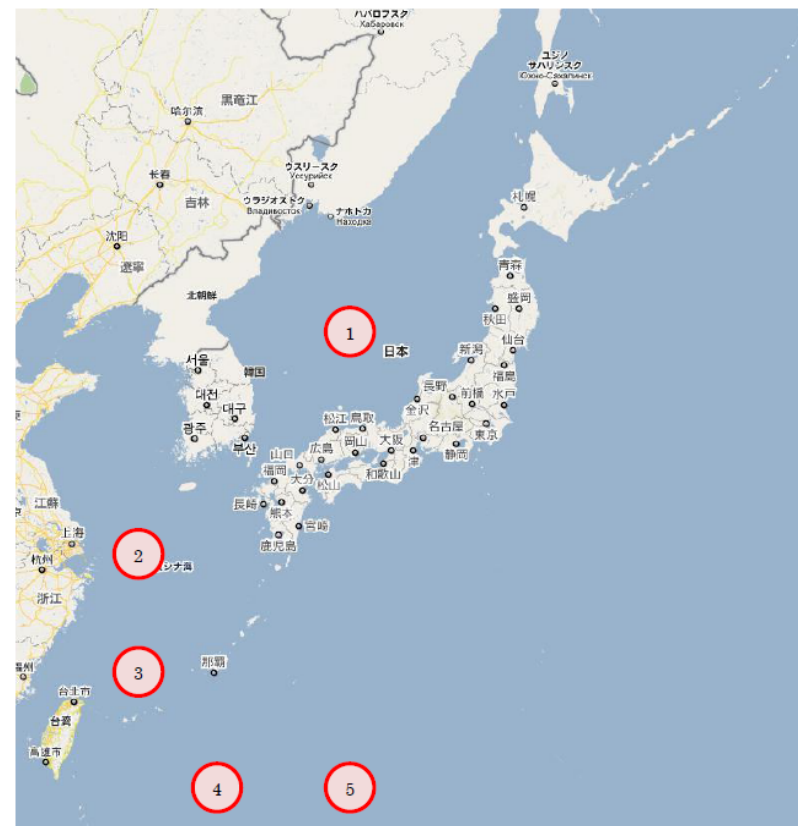
問8. 現在の円ドル為替レートは、以下のどれに最も近いかご存知ですか。(ひとつだけ)

1. 70円/ドル
2. 80円/ドル
3. 90円/ドル
4. 100円/ドル
5. わからない

問9. 自民党の現在の党首の名前をご存じですか。(ひとつだけ)

1. 河野太郎
2. 谷垣禎一
3. 麻生太郎
4. 西村康稔
5. わからない

問10. 尖閣諸島の場所をご存知ですか。(ひとつだけ)



問11. 事業仕分けを行っている主体をご存知ですか。(ひとつだけ)

1. 財務省主計局
2. 民主党税制調査会
3. 行政刷新会議
4. 国家戦略室
5. わからない

アンケート調査票(4/9)

問12. 日本郵政は、以下のどれに当てはまるかご存知ですか。(ひとつだけ)

1. 特殊法人
2. 公益法人
3. 株式会社
4. 有限会社
5. わからない

次に、社会に関する様々な論点に関しておたずねします。

「尖閣諸島問題」について、中国漁船衝突ビデオの流出もあり、さまざまな議論が行われています。大きく分けると次のA、Bの二つの意見があります。

A「中国の漁船船長釈放要求は、明確な内政干渉である。処分保留のまま釈放したことは誤りであった」

B「中国政府には、中国国民の意向を背景に、漁船船長の釈放を強硬に主張する以外の選択肢がなかった。輸出業務の正常化等、経済的なメリットを重視し、船長を釈放したことは正しかった」

問13. あなたご自身の意見はどちらに近いですか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) Aに近い	(イ) どちらかといえばA に近い	(ウ) どちらかといえばB に近い	(エ) Bに近い
1	2	3	4

問14. 世間では、どちらの意見を持つ人の方が多いと思いますか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) Aの意見の人が多い	(イ) Aの意見の人がどち らかといえば多い	(ウ) Bの意見の人がどち らかといえば多い	(エ) Bの意見の人が多い
1	2	3	4

問15. この問題は、あなたにとってどのくらい重要ですか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) かなり重要である	(イ) やや重要である	(ウ) あまり重要ではな い	(エ) ほとんど重要では ない
1	2	3	4

アンケート調査票(5/9)

問16. 世間の人々がこの問題をどのくらい重要だと考えていると思いますか。
次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) 「かなり重要である」と考えていると思う	(イ) 「やや重要である」と考えていると思う	(ウ) 「あまり重要ではない」と考えていると思う	(エ) 「ほとんど重要ではない」と考えていると思う
1	2	3	4

問17. この問題について、あなたは次のようなところでどのくらい情報を見聞きましたか。(それぞれひとつだけ)

	(ア) 頻繁に見聞 した	(イ) ときどき見聞 きました	(ウ) たまに見聞 した	(エ) ほとんど見聞 きしなかった	(オ) まったく見聞 きしなかった
テレビ (NHK)	1	2	3	4	5
テレビ (民放)	1	2	3	4	5
新聞	1	2	3	4	5
雑誌	1	2	3	4	5
インターネット (パソコン)	1	2	3	4	5
インターネット (携帯電話)	1	2	3	4	5
家族や友人	1	2	3	4	5

問18. あなたはふだん、日常の雑談などの中で、この問題について以下の方々と話をすることがありますか。(それぞれひとつだけ)

	(ア) 頻繁にある	(イ) ときどきあ る	(ウ) たまにある	(エ) ほとんどな い	(オ) まったくな い	(オ) 対象者がい ない
家族	1	2	3	4	5	6
親戚・近所 の人	1	2	3	4	5	6
職場の同僚	1	2	3	4	5	6
友人	1	2	3	4	5	6

問19. あなたは、この問題に関する意見や考えをブログ・SNS・ツイッター・電子掲示板・電子会議室・メーリングリストで見たことがありますか。(ひとつだけ)

(ア) 頻繁に見る	(イ) ときどき見る	(ウ) たまに見る	(エ) ほとんど見ない	(オ) まったく見たことがない
1	2	3	4	5

問20. あなたは、この問題に関する意見や考えをブログ・SNS・ツイッター・電子掲示板・電子会議室・メーリングリストに投稿したことがありますか。(ひとつだけ)

(ア) 頻繁に書き込む	(イ) ときどき書き こむ	(ウ) たまに書き込 む	(エ) ほとんど書き 込んだことが ない	(オ) まったく書き込 んだことがない
1	2	3	4	5

アンケート調査票(6/9)

「格差問題」について、所得の格差や雇格格差、税負担や社会保障の格差、子どもの教育格差など、さまざまな問題が指摘されています。大きく分けると次の2つの意見があります。

A「全体が豊かになろうとも、格差が拡大するのは社会にとってよくないことなので、民間の自由な競争に任せるだけではなく、弱者に対する公的なサービスを充実させるべきだ」

B「弱者に対する公的なサービスを充実するよりも、民間の自由な競争による活性化を優先させるべきであり、それで全体が豊かになるのであれば、ある程度の格差が生じてくるのはやむをえない」

問21. あなたご自身の意見はどちらに近いですか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) Aに近い	(イ) どちらかといえばAに近い	(ウ) どちらかといえばBに近い	(エ) Bに近い
1	2	3	4

問22. 世間では、どちらの意見を持つ人の方が多いと思いますか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) Aの意見の人が多い	(イ) Aの意見の人がどちらかといえば多い	(ウ) Bの意見の人がどちらかといえば多い	(エ) Bの意見の人が多い
1	2	3	4

問23. この問題は、あなたにとってどのくらい重要ですか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) かなり重要である	(イ) やや重要である	(ウ) あまり重要ではない	(エ) ほとんど重要ではない
1	2	3	4

問24. 世間の人々がこの問題をどのくらい重要だと考えていると思いますか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) 「かなり重要である」と考えていると思う	(イ) 「やや重要である」と考えていると思う	(ウ) 「あまり重要ではない」と考えていると思う	(エ) 「ほとんど重要ではない」と考えていると思う
1	2	3	4

問25. この問題について、あなたは次のようなところでどのくらい情報を見ましたか。(それぞれひとつだけ)

	(ア) 頻繁に見聞きした	(イ) ときどき見聞きした	(ウ) たまに見聞きした	(エ) ほとんど見聞きしなかった	(オ) まったく見聞きしなかった
テレビ(NHK)	1	2	3	4	5
テレビ(民放)	1	2	3	4	5
新聞	1	2	3	4	5
雑誌	1	2	3	4	5
インターネット(パソコン)	1	2	3	4	5
インターネット(携帯電話)	1	2	3	4	5
家族や友人	1	2	3	4	5

問26. あなたはふだん、日常の雑談などの中で、この問題について以下の方々と話をすることがありますか。(それぞれひとつだけ)

	(ア) 頻繁にある	(イ) ときどきある	(ウ) たまにある	(エ) ほとんどない	(オ) まったくない	(カ) 対象者がいない
家族	1	2	3	4	5	6
親戚・近所の人	1	2	3	4	5	6
職場の同僚	1	2	3	4	5	6
友人	1	2	3	4	5	6

アンケート調査票(7/9)

問27. あなたは、この問題に関する意見や考えをブログ・SNS・ツイッター・電子掲示板・電子会議室・メーリングリストで見たとありますか。(ひとつだけ)

(ア) 頻繁に見る	(イ) ときどき見る	(ウ) たまに見る	(エ) ほとんど見ない	(オ) まったく見たことがない
1	2	3	4	5

問28. あなたは、この問題に関する意見や考えをブログ・SNS・ツイッター・電子掲示板・電子会議室・メーリングリストに投稿したことがありますか。(ひとつだけ)

(ア) 頻繁に書き込む	(イ) ときどき書きこむ	(ウ) たまに書き込む	(エ) ほとんど書き込んだことがない	(オ) まったく書き込んだことがない
1	2	3	4	5

「教育問題」について、子どもの学力低下問題、いじめ問題、ニートと呼ばれる青年の増大の問題、私立中学受験の是非など、さまざまな問題が指摘されています。大きく分けると次の二つの意見があります。

A「こうした教育問題は、それぞれの家庭や親の自己責任で対応すべきであり、学校や教育委員会、国に頼るべきではない」

B「こうした教育問題は、それぞれの家庭や親だけでは対応しきれないので、学校や教育委員会、国が積極的に関わるべきだ」

問29. あなたご自身の意見はどちらに近いですか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) Aに近い	(イ) どちらかといえばAに近い	(ウ) どちらかといえばBに近い	(エ) Bに近い
1	2	3	4

問30. 世間では、どちらの意見を持つ人の方が多いと思いますか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) Aの意見の人が多い	(イ) Aの意見の人がどちらかといえば多い	(ウ) Bの意見の人がどちらかといえば多い	(エ) Bの意見の人が多い
1	2	3	4

問31. この問題は、あなたにとってどのくらい重要ですか。次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) かなり重要である	(イ) やや重要である	(ウ) あまり重要ではない	(エ) ほとんど重要ではない
1	2	3	4

アンケート調査票(8/9)

問32. 世間の人々がこの問題をどのくらい重要だと考えていると思いますか。
次の中から選んでください。(ひとつだけ)

(ア) 「かなり重要である」と考えていると思う	(イ) 「やや重要である」と考えていると思う	(ウ) 「あまり重要ではない」と考えていると思う	(エ) 「ほとんど重要ではない」と考えていると思う
1	2	3	4

問33. この問題について、あなたは次のようなところでどのくらい情報を見聞きましたか。(それぞれひとつだけ)

	(ア) 頻繁に見聞きました	(イ) ときどき見聞きました	(ウ) たまに見聞きました	(エ) ほとんど見聞きしなかった	(オ) まったく見聞きしなかった
テレビ (NHK)	1	2	3	4	5
テレビ (民放)	1	2	3	4	5
新聞	1	2	3	4	5
雑誌	1	2	3	4	5
インターネット (パソコン)	1	2	3	4	5
インターネット (携帯電話)	1	2	3	4	5
家族や友人	1	2	3	4	5

問34. あなたはふだん、日常の雑談などの中で、この問題について以下の方々
と話をすることがありますか。(それぞれひとつだけ)

	(ア) 頻繁にある	(イ) ときどきある	(ウ) たまにある	(エ) ほとんどない	(オ) まったくない	(オ) 対象者がいない
家族	1	2	3	4	5	6
親戚・近所の人	1	2	3	4	5	6
職場の同僚	1	2	3	4	5	6
友人	1	2	3	4	5	6

問35. あなたは、この問題に関する意見や考えをブログ・SNS・ツイッター・電子掲示板・電子会議室・メーリングリストで見ることがありますか。(ひとつだけ)

(ア) 頻繁に見る	(イ) ときどき見る	(ウ) たまに見る	(エ) ほとんど見ない	(オ) まったく見たことがない
1	2	3	4	5

問36. あなたは、この問題に関する意見や考えをブログ・SNS・ツイッター・電子掲示板・電子会議室・メーリングリストに投稿したことがありますか。(ひとつだけ)

(ア) 頻繁に書き込む	(イ) ときどき書き込む	(ウ) たまに書き込む	(エ) ほとんど書き込んだことがない	(オ) まったく書き込んだことがない
1	2	3	4	5

アンケート調査票(9/9)

最後に、社会に関する議論についておたずねします。

問37. あなたは、周りの人々と政治的・社会的問題について話をしている、あなたと意見が異なるようだと感じたことはありますか。(ひとつだけ)

(ア) 頻繁にある	(イ) ときどきある	(ウ) たまにある	(エ) ほとんどない	(オ) まったくない
1	2	3	4	5

問38. テレビや新聞で見聞きした政治的・社会的問題について、インターネットで調べたり、議論なさったりしたことはありますか。(ひとつだけ)

(ア) 頻繁にある	(イ) ときどきある	(ウ) たまにある	(エ) ほとんどない	(オ) まったくない
1	2	3	4	5

問39. インターネット上の特定の考え方や意見が、不特定かつ非常に多数の人から一斉に支持されたり、または、一斉に非難されたりすることがあります。このような状況をご覧になったことはありますか。(ひとつだけ)

(ア) 見たことがある	(イ) 見たことはないが、そのようなことがあることは知っている	(ウ) 見たことはなく、知らない
1	2	3

問40. インターネット上で見かけた情報が、後に間違いやウソであったとわかることがあります。このような状況をご覧になったことはありますか。(ひとつだけ)

(ア) 見たことがある	(イ) 見たことはないが、そのようなことがあることは知っている	(ウ) 見たことはなく、知らない
1	2	3

問41. 世間には、重要とされる政治的・社会的問題が数多くあります。あなたは、その争点をどのくらい知っていると思いますか。(ひとつだけ)

(ア) 多く知っていると思う	(イ) どちらかと言えば多く知っていると思う	(ウ) どちらかと言えばあまり知らないと思う	(エ) ほとんど知らないと思う
1	2	3	4

問42. あなたは、どのような政治的・社会的問題が世間で重要だと思われるか知りたいと思いますか。(ひとつだけ)

(ア) そう思う	(イ) どちらかといえばそう思う	(ウ) どちらかといえばそう思わない	(エ) そう思わない
1	2	3	4

問43. あなたは、世間で話題となっている政治的・社会的問題について、人々が賛成なのか反対なのか知りたいと思いますか。(ひとつだけ)

(ア) そう思う	(イ) どちらかといえばそう思う	(ウ) どちらかといえばそう思わない	(エ) そう思わない
1	2	3	4

問44. あなたはご自身が悩んでいる問題について、他の人の考えや解決策を知りたいと思いますか。(ひとつだけ)

(ア) そう思う	(イ) どちらかといえばそう思う	(ウ) どちらかといえばそう思わない	(エ) そう思わない
1	2	3	4

NHKに求められる会計制度について

NHK受信料制度等専門調査会 第五回会合資料

目次

1.NHKの現在の会計制度全般について	3
■ 1-1.NHKの会計制度について	4
■ 1-2.NHKの会計基準について	6
■ 1-3.経理制度検討委員会について	8
■ 1-4.NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表	10
<hr/>	
2.NHKに求められる開示とは何か	31
■ 2-1.BBCとの情報開示比較	32
■ 2-2.イギリス諸組織との情報開示比較	39
<hr/>	

1.NHKの現在の会計制度全般について

- 1-1.NHKの会計制度について 4
- 1-2.NHKの会計基準について 6
- 1-3.経理制度検討委員会について 8
- 1-4.NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表 10

1. NHKの現在の会計制度全般について

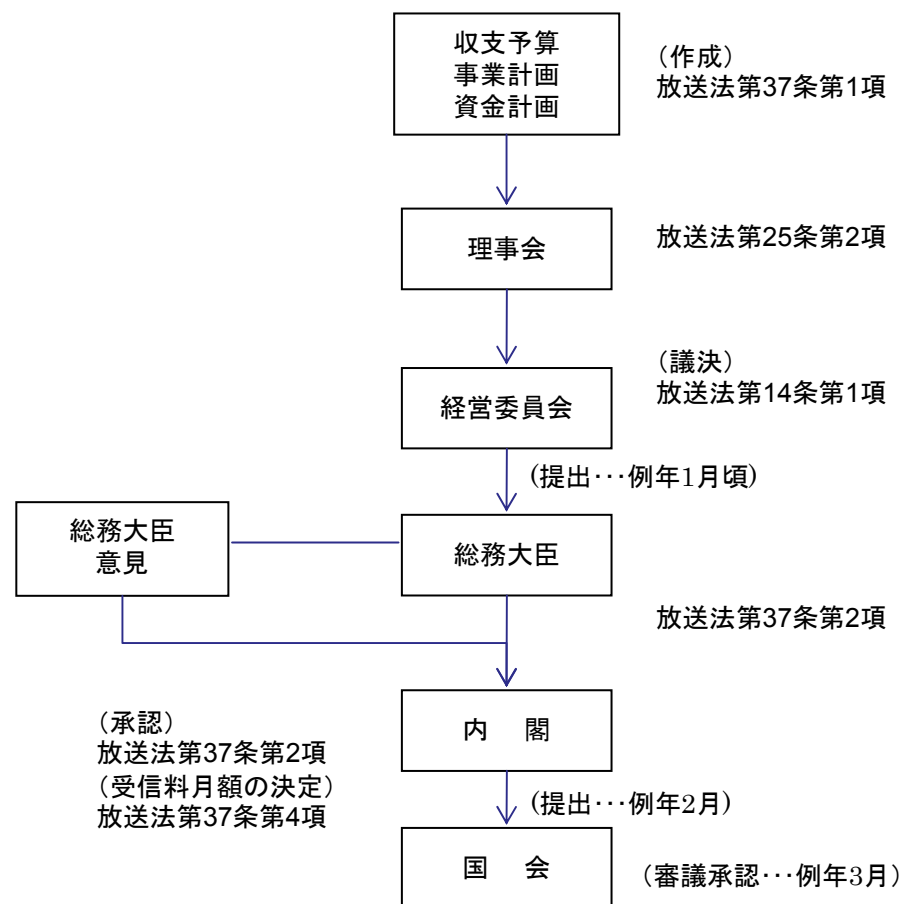
1-1.NHKの会計制度について (1)予算制度の流れ

NHKの毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画については、経営委員会の議決を経た後、国会の承認を受けることによって確定する。

放送法第37条

- 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。
- 第32条第1項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第1項の収支予算を承認することによつて、定める。

NHK予算の成立手順



1. NHKの現在の会計制度全般について

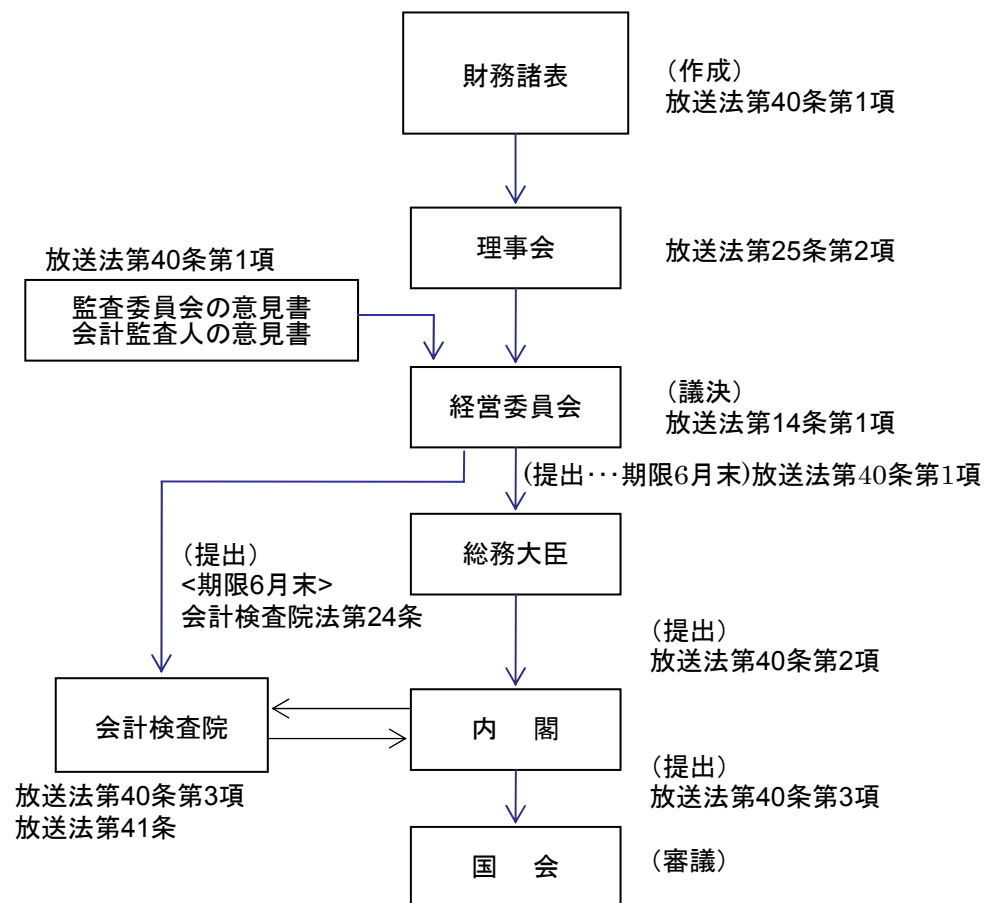
1-1.NHKの会計制度について (2)決算制度の流れ

NHKは、財務諸表を経営委員会の議決後、総務大臣に提出(毎年6月末までに)することとなっている。総務大臣はこれを内閣に提出し、内閣は会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないと定められている。

放送法第40条

- 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後3箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。
- 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出しなければならない。
- 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。
- 協会は、第1項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

NHK決算提出の手順



1. NHKの現在の会計制度全般について

1-2.NHKの会計基準について①

NHKの会計は、平成19年の放送法の改正に伴い、平成20年度以降、企業会計原則への準拠が法的に義務付けられた。これまでも経理規程(内規)により、協会の経理は原則として企業会計原則によることとしていたが、これが放送法第36条の2に明記された。

なお、NHKは放送法に基づき設立される特殊法人であることから、資本の構成や利益処分の方法など、会社法等の適用を受ける一般企業(株式会社)とは会計処理が一部異なる。

NHKの会計制度と会計基準

- 企業会計原則に準拠**(放送法第36条の2、放送法施行規則第7条の2)
 - ・昭和25年のNHK発足以来、貸借対照表・損益計算書を作成

(放送法第36条の2)
協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

- 会計監査人の監査**(放送法第40条の2)
 - ・NHK本体の会計監査
(平成11年度から自主的に試行、14年度から本格実施(任意監査)、20年度から放送法に規定され法定監査に)

(放送法第40条の2)
協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

- 会計検査院の検査**(放送法第41条)
 - ・決算が予算執行の状況を正確に表示しているか、会計経理が予算や法令などに従って適正に処理されているか、事務・事業が経済的、効率的に実施されているか、事業全体が所期の目的を達成し、また、効果を上げているか、といった広い視野に立ち、多角的な観点から検査を実施

(放送法第41条)
協会の会計については、会計検査院が検査する。

- 新会計基準への対応**(放送法第36条の2)
 - ・退職給付会計・金融商品会計の導入(平成15年度から)
 - ・減損会計の導入(平成19年度から)
 - ・資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書の追加(平成20年度から)
 - ・リース会計採用、ソフトウェアの資産計上(平成20年度から)
 - ・賃貸等不動産時価開示、金融商品時価開示(平成21年度から)
 - ・半期決算の実施(平成22年度から)
 - ・資産除去債務の適用(平成22年度から) 等

【参考】(会計検査院法第20条第3項)
会計検査院は、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点その他会計検査上必要な観点から検査を行うものとする。

- 連結決算への対応**
 - ・連結決算は平成11年度から試行、14年度から本格実施(自主的に実施)

1. NHKの現在の会計制度全般について

1-2.NHKの会計基準について②

放送法や総務省令で定めのないものでも、企業会計基準委員会(ASBJ)の新基準の発表などがあった場合には、外部有識者で構成される「経理制度検討委員会」に諮問した上で、新会計基準に対応している。

●会計制度に関する放送法、放送法施行令、放送法施行規則における主な規定

■放送法

- 企業会計原則への準拠(第36条の2)
- 収支予算、事業計画及び資金計画の作成と提出(第37条)
- 業務報告書の提出等(第38条)
- 目的外支出の制限および区分経理(第39条)
- 財務諸表の提出等(第40条)
- 会計監査の義務付け(第40条の2)
- 会計検査院の検査(第41条)

■放送法施行規則

- 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準への準拠(第7条の2)
- 収支予算の記載事項(第8条)
- 業務報告書の記載事項の規定(第11条)
- 区分経理の方法(第11条の3)
- 資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書の作成(第12条)
- 決算書の書式および記載内容の規定(第12条の2)

放送法や総務省令の定めのないもので、会計制度上重要な事項

諮問

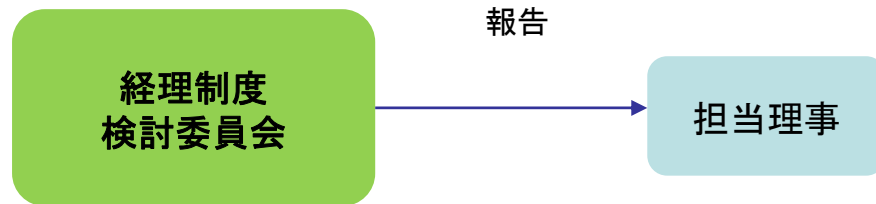
経理制度検討委員会
(外部有識者で構成)

新会計基準への対応

1. NHKの現在の会計制度全般について

1-3. 経理制度検討委員会について (1) 概要

経理制度検討委員会の概略



委員の構成

- ▶ 経理局長が委嘱する4名をもって構成
(座長 安藤英義 専修大学商学部教授)

委員会の目的

- ▶ 公共放送NHKの新たな経理制度の構築の検討
- ▶ 情報公開に対応した予算・会計制度の研究 等

同会の設置の目的

- 平成13年7月設置。デジタル時代における公共放送NHKの新たな経理制度の構築に向け、連結決算・退職給付会計・時価会計など会計基準の見直しに対応した具体的な検討を行うとともに、情報公開に対応した視聴者にわかりやすい予算・会計制度の研究を行うことを目的として設置された。

開催状況

平成13年10月の第1回以降、24回にわたり毎年実施
(平成23年1月現在)

1. NHKの現在の会計制度全般について

1-3.経理制度検討委員会について (2)会計制度の見直しと委員会での検討内容

年 度	主な会計制度や法制度の変遷	経理制度検討委員会における主な検討内容(抜粋)	NHKの経理制度に関する変遷
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成12年3月:新会計基準の適用 <ul style="list-style-type: none"> ・個別決算から連結決算が主体 ・連結キャッシュフロー計算書の義務付け ・連結対象とする子会社の範囲に支配力基準導入 ・税効果会計に係る会計基準 ・試験開発費等に係る会計基準 		<ul style="list-style-type: none"> ■監査法人による会計監査の試行
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付会計に係る会計基準 ・金融商品に係る会計基準 	10月 経理制度検討委員会発足	
平成14年度		8月 <ul style="list-style-type: none"> □退職給付会計基準の適用提言 □金融商品会計基準の適用提言 □連結財務諸表の作成実施の提言 □現行会計基準の再構築に関する提言 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■連結決算の実施(平成11年度から試行) ■監査法人による会計監査の実施
平成15年度 平成16年度		<ul style="list-style-type: none"> □決算書(単体・連結)の見直しについて 	<ul style="list-style-type: none"> ■「経理規程」の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ○退職給付会計の導入 ○金融商品会計の導入 ○減価償却の開始時期の見直し(翌月償却)
平成17年度 平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の減損に係る会計基準の制定 	<ul style="list-style-type: none"> □減損会計の適用について □会社法改正に伴う財務諸表の表示について 	
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆放送法および同施行規則の一部改正(19年12月公布、20年4月施行) ・協会の経理原則の明文化 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。(放送法36条の2) </div> ・会計監査人による監査の法定化(放送法40条の2) ・番組アーカイブ勘定の新設と区分経理 など ◆IFRS「東京合意」2011年6月末までに日本の会計基準を国際会計基準にコンバージェンスしていく方針の合意 ◆減価償却制度の見直し(税制改正) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> ・償却可能限度額及び残存価額の廃止 ・法定耐用年数の見直し など </div> 	平成19年～20年 <ul style="list-style-type: none"> □放送法改正に伴う財務諸表の表示について 	<ul style="list-style-type: none"> ○減損会計の導入
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆資産除去債務に関する会計基準(強制適用は平成22年度から) ◆リース会計基準の改正 		<ul style="list-style-type: none"> ■「経理規程」の一部改正(放送法改正に伴う改正のほか、リース会計基準の改正等)[20年度] <ul style="list-style-type: none"> ○番組勘定科目の新設 ○「役員退任引当金」科目新設 ○「国際催事放送権料引当金」科目新設 ○ソフトウェア会計の導入 ○リース会計基準の改正 ○番組アーカイブ業務勘定の新設と区分経理実施 ○決算諸表等の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・資本等変動計算書・キャッシュフロー計算書 ○貸借対照表科目の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「資本」→「純資産」 「剰余金」科目の設定
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号) 	<ul style="list-style-type: none"> □連結決算書の表示について 	<ul style="list-style-type: none"> ○退職給付引当金計上基準の変更
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ◆資産除去債務に関する会計基準 	<ul style="list-style-type: none"> □資産除去債務の適用について 	<ul style="list-style-type: none"> ○資産除去債務会計の適用

1. NHKの現在の会計制度全般について

1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表 (1)根拠法等、財務諸表等

(平成23年1月時点)

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
1. 根拠法等 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・放送法 ・放送法施行令 ・放送法施行規則 ・放送法令に定めのないものは、一般に公正妥当と認められる企業会計基準による(放送法施行規則7条の2) 	<p><各法人共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人通則法^{*1} ・独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 <p><各法人個別></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各独立行政法人の個別の法律 <p><運用関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革の推進に関する方針 ・各独立行政法人の個別法の施行令 ・独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令 ・独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 ・各独立行政法人に関する省令 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法(会社法) ・会社計算規則(計規) ・金融商品取引法(金商法) ・企業会計原則・同注解 ・原価計算基準 ・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(財規) ・中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 ・連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 ・中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 ・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 ・四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
2. 財務諸表等	<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録(放送法40条、以下同じ) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・資本等変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・財産目録等に関する説明書 ・報告期限(放送法40条) 当該事業年度経過後3箇月以内に総務大臣に提出 	<p><財務諸表の体系> (独立行政法人会計基準^{*2}42条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・利益の処分又は損失の処理に関する書類 ・行政サービス実施コスト計算書 ・附属明細書 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表(会社法435条②、財規1①) ・損益計算書(会社法435条②、財規1①) ・キャッシュ・フロー計算書(財規1①) ・株主資本等変動計算書(計規59①、財規1①) ・個別注記表(計規59①、財規1①) ・付属明細書(会社法435条②、財規1①)

*1 : 以後の頁では「独法通則法」と表記する。

*2 : 以後の頁では「独法基準」と表記する。

1. NHKの現在の会計制度全般について

1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表 (2) 予算等、資本構成

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
3. 予算等	<ul style="list-style-type: none"> • 予算の国会承認(放送法37条2項) 収支予算、事業計画、資金計画 • 予算総則による規定(放施行規則8条) • 各項の目的以外の使用ができない • 各項間の相互流用(経営委員会議決事項) • 給与の項間流用の制限 • 予備費の使用(経営委員会議決事項) 	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として独立行政法人は事後評価 • 「認可予算」が適用される場合には、財政法28条に従い、参考書類を国会に提出 • 中期目標(主務大臣が独法通則法29条に従い3年以上5年以下の期間において定める)に従い、中期計画、年度計画を作成 • 中期計画(予算、収支計画、資金計画を含む)の主務大臣の認可(独法通則法30条) • 年度計画(予算、収支計画、資金計画を含む)の主務大臣への届出(独法通則法31条) 	<ul style="list-style-type: none"> • 上場会社が決算短信等で決算発表をする際、通期・次期の損益についても予想値を発表 • 当初予想から一定程度以上の乖離が予想される場合、適時に「業績予想の修正」を投資家等に公表することが必要
4. 資本構成	<p><純資産の部></p> <p>I 資本</p> <p> 承継資本</p> <p> 固定資産充当資本</p> <p> 剰余金</p> <p> ・建設積立金</p> <p> ・繰越剰余金(繰越欠損金)</p> <p>II 評価・換算差額等</p>	<p><純資産の部> 独立行政法人会計基準59</p> <p>I 資本金</p> <p> 政府出資金</p> <p> 地方公共団体出資金</p> <p> (何)出資金(民間出資等)</p> <p>II 資本剰余金</p> <p> 資本剰余金</p> <p> 損益外減価償却累計額(-)</p> <p> 損益外減損損失累計額(-)</p> <p> 損益外利息費用累計額(-)</p> <p> 民間出えん金</p> <p>III 利益剰余金(又は繰越欠損金)</p> <p> 前中期目標期間繰越積立金</p> <p> (何)積立金(目的積立金)</p> <p> 積立金</p> <p> 当期末処分利益(又は当期末処理損失)</p> <p> (うち当期総利益(又は当期総損失))</p> <p>IV その他有価証券評価差額金</p>	<p><純資産の部> 有価証券報告書(個別)</p> <p>I 資本金</p> <p> 設立または株式の発行に際して払込みまたは給付した財産の額</p> <p>II 資本剰余金</p> <p> 資本準備金</p> <p> その他資本剰余金</p> <p> ・資本金及び資本準備金減少差益</p> <p> ・自己株式処分差益</p> <p>III 利益剰余金</p> <p> 利益準備金</p> <p> その他利益剰余金</p> <p> 自己株式</p> <p>IV 評価・換算差額等</p> <p> その他有価証券評価差額金</p> <p> 繰延ヘッジ損益</p> <p> 土地再評価差額金</p> <p> 新株予約権</p>

1. NHKの現在の会計制度全般について
 1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表
 (3)借入資本金制度、資本制度(資本金、資本剰余金)

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
5. 借入資本金制度	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)
6. 資本制度			
(1)資本	<ul style="list-style-type: none"> • 承継資本 旧社団法人から承継した純財産 • 固定資産充当資本 固定資産再評価益および過年度の事業収支差金のうち、資本支出充当として固定資産化し、資本に組み入れられたもの • 剰余金(建設積立金、繰越剰余金) 過年度の事業収支差金のうち、将来の事業運営の財源不足を補填するため留保したもの等 ※ 政府あるいは特定人の出資によるものは一切なし 	<ul style="list-style-type: none"> • 払込資本(独法基準19) • 組入資本金制度なし • 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる(独法通則法8Ⅱ)(政府出資金の他、民間出資金(科学技術振興機構)、地方公共団体出資金(日本万国博覧会記念機構)、その他(日本学術振興会)などが見られる) • 減資関連規定を含む独法通則法は平成22年5月に改正され、平成22年11月に施行された。 	<p>株主となる者が払込み又は給付をした財産の額(会社法445①、②)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 組入資本金制度なし • 減資の規定あり(会社法447、448、449) 減資を行うためには株主総会決議及び債権者保護手続が必要
(2)資本剰余金	—	<ul style="list-style-type: none"> • 資本剰余金 独立行政法人が固定資産を取得した場合において、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められる場合には、相当額を資本剰余金として計上(独立行政法人会計基準注解12) 施設整備費補助金、運営費交付金、寄付金、他 • 民間出えん金 中期計画等において、独立行政法人の財産的基礎に充てる目的で民間からの出えんを募ることが明らかにされている場合であって、当該中期計画等に従って出えんを募った場合には、当該民間出えん金は、独立行政法人の財産的基礎を構成すると認められることから、資本剰余金として計上(独立行政法人会計基準注解13) 	<ul style="list-style-type: none"> • 資本準備金 (配当に際し、配当の1/10を計上する金額、株主払込剰余金、株主交換差益等の法定準備金) • その他資本剰余金 (減資差益、自己株式処分差益等)

1. NHKの現在の会計制度全般について

1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表 (4)資本制度 (利益剰余金、利益処分)

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
6. 資本制度			
(3)利益剰余金	—	<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金 前中期目標期間繰越積立金 目的積立金 積立金 当期未処分利益 	<ul style="list-style-type: none"> 利益準備金 配当に際し、配当の1/10を計上する金額 その他利益剰余金 積立金、未処分利益等
(4)利益処分	—	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標の最後の事業年度ではない事業年度 繰越損失の補てん(独法通則法44 I) 積立金として整理(独法通則法44 I) 目的積立金として整理(独法通則法44 III) 中期目標の最後の事業年度 繰越損失の補てん(独法通則法44 I) 積立金として整理(独法通則法44 I) <p>※上記にかかわらず目的積立金、前中期目標期間繰越積立金に残余があるときは、積立金に振り替え(独法基準96)、次の中期目標期間繰越積立金として繰越す額を除き国庫納付</p> <p>※個別法において積立金を次の中期目標の期間に繰り越す旨の規定が設けられている独立行政法人(区分経理を含む)もある(独法通則法44 V)</p> <p>※個別法に基づき每期国庫納付している独立行政法人もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 損失の処理 配当及び法定準備金計上 配当:会社法454 準備金計上:会社法445 <p>※法定準備金は、配当に際し配当の1/10を計上</p> <p>※株主総会の決議を経て配当可能(会社法454)</p>

・資本支出への充当
事業収支差金から資本支出のうちの債務償還及び建設積立資産繰入れの財源などに充当

1. NHKの現在の会計制度全般について

1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表 (5)資本制度 (剰余金の取崩)

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
6. 資本制度			
(5)剰余金の取崩	<ul style="list-style-type: none"> ・予算総則の適用で経営委員会の議決を経て取崩が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本剰余金 ・除売却等に伴う取崩の規定あり ・代替資産の取得を予定しているか否かで会計処理が異なる (「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A31-5)*¹ ・不要財産の国庫納付等(独法Q&A98-1～99-5) ・利益剰余金 ・取崩の規定あり ・積立金使途への使用(独法通則法44条Ⅲ) ・繰越欠損補てん(独法基準95) 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備金(資本準備金、利益準備金) ・取崩の規定あり ・株主総会決議、債権者保護手続を経て取崩可能 ・ただし、準備金減少を株式発行と同時にを行う場合、効力発生後の準備金額が効力発生前の準備金額以上であるときは、株主総会決議の代わりに取締役会決議でよい(会社法448) ・また、準備金のみ減少する場合、減少額が繰越欠損額以内であるときは、債権者保護手続不要(会社法449①)
7. 社債(放送債券)の発行および減債基金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・放送債券の発行限度額(放送法42条) 会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表によるNHKの純財産額の3倍を超えることができない ・放送債券償還積立資産(放送法42条) 毎事業年度末現在の発行債券未償却額の10分の1に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない 	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・社債の発行限度額の規制なし ・減債基金制度なし

*1 以後の頁では「独法Q&A」と表記する。

1. NHKの現在の会計制度全般について
 1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表
 (6)みなし償却制度、資本助成・料金、退職給付引当金等

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
8. みなし償却制度	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし) <ul style="list-style-type: none"> •圧縮記帳あり 企業会計原則注解24、法人税法42、45等 •損金経理方式(企業会計原則注解24) 国庫補助金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額を取得原価から控除する方法の他、引当金方式と積立金方式がある
9. 引当金等	<ul style="list-style-type: none"> •未収受信料欠損引当金 (放施行規則12条の2) 当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を実績率により計上 •国際催事放送権料引当金 (放施行規則12条の2) スポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料の支払いに備えるため、開催地決定時より放送実施までの期間に放送権料の合理的見積額を計上 •退職給付引当金 •役員退任引当金 (放施行規則12条の2) 役員退任手当の支出に備えるため、内規に基づく年度末要支給額を計上 	<ul style="list-style-type: none"> •義務づけあり(独法基準17Ⅰ) •引当金を計上しない場合(独法基準17Ⅱ) •貸倒引当金(独法基準29Ⅱ) •保証債務損失引当金(独法基準30) •退職給付引当金(独法基準38) •賞与引当金の規定がある(独法基準88) 	<ul style="list-style-type: none"> •義務づけあり (計規6、財規20、34、49、52) 企業会計原則注解18において以下例示 •製品保証引当金 •売上割戻引当金 •返品調整引当金 •賞与引当金 •工事補償引当金 •退職給与引当金 •修繕引当金 •特別修繕引当金 •債務保証損失引当金 •損害補償損失引当金 •貸倒引当金

1. NHKの現在の会計制度全般について
 1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表
 (7)繰延償却、棚卸資産の価額、減損会計

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
10. 繰延償却	<ul style="list-style-type: none"> 繰延資産が発生し、償却する場合は、原則として企業会計原則による(放送法36条の2) 繰延資産(放施行規則12条の2) <ul style="list-style-type: none"> 放送債券発行費 開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 繰延償却不可(独法基準8) 繰延資産を計上してはならないとしている(独立行政法人会計基準注解8) 連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている繰延資産に限られる(独立行政法人会計基準注解89) 	<ul style="list-style-type: none"> 繰延資産あり(原則第三、四、(一)C)・創立費(財規36) 開業費(財規36) 株式交付費(財規36) 社債発行費(財規36) 開発費(財規36) 天災等による資産上の損失で法令で認められた場合(企業会計原則注解15) その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない
11. 棚卸資産の価額	<ul style="list-style-type: none"> 低価法の義務付けなし 個別法に基づく原価法(放送を実施する可能性が低下したものについては、帳簿価額を切り下げ) 	<ul style="list-style-type: none"> 低価法義務づけあり(独法基準28) 時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> 低価法義務づけあり(企業会計基準第9号7) 期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表額とする
12. 減損会計	<ul style="list-style-type: none"> 減損会計の規定あり(放施行規則12条の2) ※固定資産の減損損失の計上は、独立行政法人における会計処理の例による。	<ul style="list-style-type: none"> 減損会計の規定あり 「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」 ※独法減損を適用している法人と、企業会計原則に準じた減損を適用している法人に分かれる(独法会計基準の前文「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準の設定及び独立行政法人会計基準の改訂について」5「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び改訂後の「独立行政法人会計基準」の性格と取扱い参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 減損会計の規定あり(固定資産の減損に係る会計基準)

1. NHKの現在の会計制度全般について
 1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表
 (8)リース会計、セグメント情報の開示、消費税等

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
13. リース会計	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として企業会計原則による(放送法36条の2) ・ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理 ・オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース会計の規定あり(独法基準33) ・ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理 ・オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース会計の規定あり (リース取引に関する会計基準) ・ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理 ※上場会社・大会社以外の会社は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理ができる ・オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理
14. セグメント情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメント情報開示義務づけなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメント情報開示義務づけ(基準43、独法Q&A43-1、独法Q&A131-1) 所在地別等、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント別に、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報を開示することとしている ※マネジメント・アプローチに基づく開示については、総務省等で検討中。現状の開示にも、一定の合理性は認められうる(「年度計画」との整合性を基にした開示等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別セグメント情報開示義務づけ(財規8の29①～③) 製品・サービス、地域、主要な顧客ごとにセグメントを分けて、概要、売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目等について注記することとしている ・「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(H22/6/30) ・連結財務諸表に関する会計基準15-2
15. 消費税等	<ul style="list-style-type: none"> ・税込み経理方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・税込み経理方式、税抜き経理方式ともに認められる(独法Q&A79-6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、税込み経理方式と税抜き経理方式のいずれの方法を採用するかは事業者の任意 ※但し、免税事業者には税込み経理方式の採用が求められる

1. NHKの現在の会計制度全般について
 1-4. NHK、独法、一般企業の会計基準の比較表
 (9)関連公益法人等の情報開示、連結財務諸表

項目	NHK	独立行政法人(国)	一般企業(株式会社)
16. 関連公益法人等の情報開示	(放施行規則11条)	(独法基準126)	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計では、「関連公益法人等」に係る情報開示は求められていない ※代わりに「関連当事者」の開示情報がある。
17. 連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 開示の義務付けなし 情報公開の一環として自主的に連結財務諸表を公表 	(独法基準 第13章) ※連結財務諸表を作成しなければならない法人は、連結財務諸表の公表が必要	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法24条に該当する会社には、有価証券報告書の提出が義務付けられている。 ※日本では、平成11年4月以後開始する事業年度から連結決算中心の開示制度に移行している。 事業年度の末日において大会社であって金融商品取引法24 I の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない(会社法444Ⅲ)
18. 四半期開示/ 四半期連結等	<ul style="list-style-type: none"> 開示の義務付けなし 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法24の4の7
19. 半期報告書	<ul style="list-style-type: none"> H22年度から実施 	<ul style="list-style-type: none"> 開示の義務付けはなし ※情報公開の一環として、自主的に中間財務諸表をHPで公表している独立行政法人もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法24の4の5 (金融商品取引法24の4の7)

1. NHKの現在の会計制度全般について (参考)公企業・政府等の会計制度改革(1)概要

公企業・政府等においても、情報開示のより一層の充実や財政効率化のための情報提供等を目的として、企業会計制度を踏まえた財務会計制度改革が進められている。

	改革の目的	検討状況(概要)
政府	<ul style="list-style-type: none"> • 公会計自体の意義・目的を次の3点に整理 <ol style="list-style-type: none"> ①議会による財政活動の民主的統制 ②情報開示の充実と説明責任の履行 ③財政活動効率化・適正化のための財務情報 • 企業会計の考え方を活かした財務書類の導入を、上記のうち特に②③の機能を果たすものとして位置づけ 	<ul style="list-style-type: none"> • 財務書類作成基準の作成、省庁別財務書類の順次作成・公表(H15) • 政策単位でのコスト情報開示の検討(H18~H19) • 政策別コスト情報作成のための手法について、更に具体的に検討(H19)
独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> • 企業会計原則の導入による効率化とサービスの向上 • 行政サービスの実施のために必要なコスト全体の情報も提供 • 独立行政法人の特性に応じた会計処理の工夫 • 国際会計基準との整合性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成13年の「独立行政法人会計基準」実施後、次のような改訂を実施 <ul style="list-style-type: none"> - 特殊法人等からの「移行独法」への対応(H17) - 減損会計適用への対応(H18) - 会社法施行への対応(H19)
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> • 現金主義の予算・決算書類では見えにくかった資産・債務の把握(ストックの把握) • 地方公社・第三セクター等と連結した財務諸表の作成による決算全体の把握 • 資産・債務改革への対応(資産の実態を踏まえた売却、転用等の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成12年~17年において継続的に地方公共団体のバランスシート等の作成モデルを公表 • 全都道府県、政令市において「連結バランスシート(試案・平成16年度決算分)を公表(H18) • 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布(H18) • 各地方公共団体にて、平成21年度までの連結財務書類4表を作成中

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革 (2)政府における会計制度改革(1/4)

財務省の財政制度等審議会(財政制度分科会、法制・公会計部会)による複数回の検討を経て、直近(平成22年度)では政策別コスト情報の把握・開示方法が主要な論点となっている。

	「公会計に関する基本的考え方」 (平成15年6月)	「公会計整備の一層の推進に向けて～中間取りまとめ～」 (平成18年6月)	「一層の活用に向けたコスト情報の開示の在り方について」 (平成19年6月)	「政策別コスト情報の把握と開示について」 (平成22年7月)
検討の概要	<p>公会計の意義・目的の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①議会による財政活動の民主的統制 ②情報開示の充実と説明責任の履行 ③財政活動効率化・適正化のための財務情報 <p>特に企業会計の考え方を活用した財務書類については、上記②③の機能を果たすものとして位置づけ</p>	<p>公会計整備に関する主な課題と方向性を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務書類の一層の活用 ・特別会計の情報開示の在り方 ・地方の取り組みとの連携 ・国際的な基準との関係、等 <p>特に財務書類の活用に関して、財務情報開示を政策単位にしなければ、財政活動の効率化・適正化に向けた活用に限界があることを指摘</p>	<p>新たなコスト情報の開示に関する目的、具体的検討の在り方、基本的考え方等の提示</p>	<p>各省庁で政策別コスト情報を作成する際に必要な一部の手法等について、更に具体的な方策を提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な政策別コスト情報の作成単位 ・共通経費の取扱い ・資産の取扱い ・複数の主体が関与する政策・事業の取扱い ・既存の情報との整合性
検討後の主な動き	<p>財務書類作成基準の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな特別会計財務書類の作成基準」 ・「省庁別財務書類の作成基準」 <p>省庁別財務書類の順次作成・公表</p>	<p>省庁別財務書類におけるコスト情報の開示方法について、ワーキンググループを立ち上げて検討を開始</p>	<p>各省庁単位で、新たなコスト情報の在り方について検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各省庁は、上記の考え方に沿って、新たなコスト情報の在り方について、平成20年度予算の表示科目をベースに、本年度中を目的に検討を行うべき。」 	

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革(2)政府における会計制度改革(2/4)

「政策別コスト情報の把握と開示について」(平成22年7月20日)では、以下の諸課題について検討が行われている。

課題	検討結果のポイント(抜粋)
基本的な政策別コスト情報の作成単位 <ul style="list-style-type: none"> 政策別コスト情報について、どのような単位で把握し、作成するのか 	<ul style="list-style-type: none"> 余り細かな区分ではなく、各省庁の内部部局がそれぞれ担当する個別の政策分野をあらゆる中程度の政策目標単位を基本とすることが適当 中程度の政策目標単位では、通常、予算書・決算書の複数の項・事項が関連することとなるが、これらを合算して表すことが適当
共通経費の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 共通経費として計上されているもののうち、個別の政策・事業に関連する経費をどのように配分するのか、また、それ以外の各政策・事業に直接関係しない間接経費をどのように取り扱うのか 	<ul style="list-style-type: none"> 共通経費として一括して計上されている人件費等について、各事業を担当する職員の人件費、庁舎等の費用は、事業に関連する直接的な経費として、人員数の割合での按分など適切な方法により配分し事業費に加えることが適当 個々の政策別のコスト情報とは別に、政策評価の対象となっていない部署等の人件費等の経費(官房経費等)についてもコスト情報を作成することが適当
資産の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 予算の執行により資産形成につながった部分、各政策・事業の実施に当たり現在使用されている償却資産については、当該政策に係るコストとして減価償却費を計上する取扱いとするのか 	<ul style="list-style-type: none"> 国が実施する事業において資産形成につながる部分については、業務費用計算書との整合性の観点からも、決算額(資産の取得等に要した金額)ではなく、減価償却費相当額を計上することが適当
複数の主体が関与する政策・事業の取扱い <ul style="list-style-type: none"> 同じ政策・事業に複数の主体が関与している場合、主体ごとに別に作成するのか、また、合算して経費を表すことが適当かどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と特別会計があいまって一つの政策・事業を行っている場合は、合算(相殺等)を行ったものを個々の政策別コスト情報とすることを原則とすることが適当 本省と地方局・外局等が相互に連携して一つの政策・事業を行っている場合は、地方局・外局等においても、本省にならい、政策別コスト情報を作成し、これと政策分野が一致する本省の政策別コスト情報と合算できるようにすることが適当
既存の情報との整合性 <ul style="list-style-type: none"> 既存の業務用計算書等の情報との整合性を図るべきかどうか 	<ul style="list-style-type: none"> [財務書類との関係]事業費用、人件費、庁費、減価償却費等について省庁ごとに個々の政策別コスト情報での形状額の合計額が、省庁別財務書類等の業務費用計算書の各科目の額と一致することを原則とすることが適当 [行政組織との関係]複数の部局が関与する事業等が一部存在するものの、今回想定する政策別コスト情報の単位は部局の区分と似たものとなり得ること、政策評価体系に沿った政策別コスト情報を作成した上に組織別の取りまとめを行うという作業の重複を考えると、政策評価体系に添った形でのコスト情報を把握することが適当

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革 (2)政府における会計制度改革(3/4)

「政策別コスト情報の把握と開示について」(平成22年7月20日)では、個別の費目の算定方法等について、更に具体的なレベルで原則が述べられている。

費目等	原則(抜粋)
(1) 人件費等共通経費	
① 人件費	・ 部局ごとの配分については、「各部局の給与支払い実績に基づく配分」又は「定員数に基づく配分」のいずれかを各省庁の判断により採用することを原則とする。
② 庁舎等	・ 庁舎等に係る減価償却費相当額の配分については、「各部局の占有面積が把握できる場合は占有面積比により配分」を原則とし、「各部局の占有面積を把握していない等の場合は人件費の配分にしたがって配分」も認めることとする。
③ 物件費(庁費・その他経費)	・ 物件費の配分については、「各政策評価単位(各部局)の支払い実績に基づき配分」を原則としつつ、それが困難な場合は、人件費の配分方法によることも認めることとする。また、光熱水費や清掃等のサービスに係る経費については、庁舎等について面積配分をしている場合は面積比により配分することを認めることとする。
(2) 政策別コスト情報の単位と部局等との調整方法	
① 同一の部局に複数の政策評価単位が存在する場合の取扱い	・ この場合は、「部局内の係等の数による配分(部局の業務について係等の小集団(場合によっては一人係長))を基礎単位として考え、基礎単位(係等)レベルでの数によって配分」を採用することを原則とする。
② 複数の部局が関与する政策評価単位が存在する場合の取扱い	・ それぞれの部局において①の方法で配分した経費を合算することとする。
(3) 予算書・決算書に計上された項・事項の経費が政策評価単位に関連している場合の取扱い	・ 人件費按分又は事業規模による配分を原則とし、それらによることが困難な場合は、均等割などの方法を各省庁の判断により採用することを認めることとする。

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革 (2)政府における会計制度改革(4/4)

費目等	原則(抜粋)
(4) 官房経費等の取扱い	
① 官房経費等のコスト情報の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通経費については、官房等を含めた省庁全体での配分を行うことから、個々の政策別コスト情報に配分・帰属させても政策評価の対象でない部署・事業など配分されない経費が存在することになる。このような経費について、政策別コスト情報とは別に官房経費等(政策評価単位に該当しない部署の経費)としてコスト情報を作成する。
② 官房経費等のコスト情報を参考情報として個々の政策別コスト情報に配分するときの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各政策評価単位の内部部局の人件費配分の指数(官房等を除く)により配分することを原則とする。
(5) 政策に特定されない減価償却費の配賦方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業・政策評価単位に関連付けられない減価償却費については、全省的なものとして官房経費等のコスト情報に一括計上し、参考情報として官房経費等と同様の方法で配分することを基本とする。
(6) 一般会計と特別会計の合算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般会計及び特別会計において同一の政策評価単位に係る事業を行っている場合は、各会計において政策評価単位ごとに集計されたものを合算し、会計間において重複する部分を控除するものとする。
(7) 地方局・外局等の取扱い、本省との合算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方局・外局等においても本省にならない政策別にコスト情報を作成することとする。
(8) 政策に関連するストック情報の開示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却費が計上される資産については、それに対応する資産額を表示する。また、その資産が複数の政策評価単位により、利活用されている場合は、占有面積や占有時間などの占有度合により按分する。ただし、占有度合の把握が困難な場合は、各政策評価単位の事業費の額等の適切な指数により按分する。土地等の非償却資産については、占有面積により按分する。占有面積の把握が困難な場合は、各政策評価単位の事業費の額等の適切な指数により按分する。
(9) 政策に関連しないストック情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業・政策評価単位に関連付けられない試算については、全省的なものとして官房経費等のコスト情報においてストック情報として一括計上し、各政策別コスト情報に配分せず、官房経費等における参考情報として表示する。

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革 (3)独立行政法人の会計制度改革(1/4)

①企業会計原則の導入による効率化とサービスの向上

- 従来の会計は、その年度における現金の出入り(歳入歳出)が会計情報の中心。
- 効率性とサービスの質の向上を追求する独立行政法人制度の会計基準は、企業会計と同様に発生主義の考え方及び複式簿記を導入し、貸借対照表や損益計算書などの財務情報を体系的に作成。

②行政サービスの実施のために必要なコスト全体の情報も提供

- 通常の財務諸表に加えて、「行政サービス実施コスト計算書」の作成も義務付け、法人の業務に関連して発生する国(国民)が負担するコストの全体像を分かりやすく表示。
(例)国有財産の無償貸与の表示
- 独立行政法人が国有財産を無償使用することを認められる場合、通常の財務諸表では表示されないが、「行政サービス実施コスト計算書」では国が負担する機会費用として表示。

③独立行政法人の特性に応じた会計処理の工夫

- 営利を対象とする企業会計原則を独立行政法人にそのままの形で適用すると独立行政法人の財政状態及び運営状況が正しく表示できなくなる部分があるため、一部、独立行政法人の特性に応じた会計処理を工夫。
(例)運営費交付金の会計処理
- 国からの運営交付金の交付を受けた時点では、まだ実施すべき業務を行っていないため、今後業務を行うべき責務があるものとして一旦その全額を負債計上し、業務の進行に応じて収益に振り替え、業務に要した費用と対応させて損益計算を行う。

④国際会計基準との整合性の確保

- 国際会計基準を受けて企業に導入されたキャッシュ・フロー計算書の作成や、減損会計についても既に導入済み。

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革 (3)独立行政法人の会計制度改革(2/4)

独立行政法人制度や法、会計制度等の変遷に先行対応する形で、これまでに数次の改訂が行われている。

年月		独立行政法人会計基準改訂の経緯	関連事項の動き
平成12年	2月	「独立行政法人会計基準」設定 (平成13年度実施)	
平成13年	4月		国に由来する「先行独法」57 法人設立
平成15年	3月	特殊法人等からの「移行独法」の設立を踏まえた「独立行政法人会計基準」改訂 (平成15年度実施)	
	10月		特殊法人等からの「移行独 法」29法人設立
平成17年	6月	「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」設定、「独立行政法人会計基準」 改訂 (平成18年度実施)	
平成18年	3月		減損会計の強制適用開始
平成19年	11月	会社法施行等に対応した「独立行政法人会計基準」改訂 (平成19年度実施)	
平成22年	3月	国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスに向けて従来の会計基準が見直され たことを受けた改定案である、『「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計 基準注解」の改訂について』報告書発表 (独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計 部会)	
	10月	「独立行政法人会計基準」改訂 ・不要財産の国庫納付等に係る会計処理 ・資産除去債務に係る特定の除去費用等の費用計上時における会計処理	

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革 (3)独立行政法人の会計制度改革(3/4)

現在進められてる企業会計基準とIFRSのコンバージェンスに向けた取り組みの一環として、会計基準の改訂が進んでおり、その影響を受けている。

独立行政法人会計基準 平成22年3月30日改訂

項目	考え方(抜粋)
①金融商品の時価等の開示に関する注記	企業会計においては、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえて、金融商品の状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図ることが求められたところであるが、独立行政法人の金融資産については、その有効活用を図る観点等から時価等を開示することが必要であると考えられる。
②賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記	企業会計においては、一定の不動産について、その時価を開示することが投資情報として一定の意義があるとの考え方から、賃貸等不動産の時価等に関する事項の開示の充実を図ることが求められたところである。独立行政法人の賃貸等不動産の中には、政策目的に基づき保有するものもあり、必ずしも賃貸収益やキャピタルゲインの獲得自体を目的としていないものも存在するが、このような不動産についても、その有効活用を図る観点等から時価等を開示することが必要であると考えられる。
③資産除去債務に関する会計基準	企業会計においては、将来の有形固定資産の除去のための債務に関する支出を有形固定資産の取得時にあらかじめ見積り、その割引現在価値を負債として計上するとともに有形固定資産の取得原価に算入し、資産の耐用年数にわたって費用処理することが求められたところであるが、独立行政法人の有形固定資産の除去費用等についても、企業会計基準と同様の会計処理を行うことが必要と考えられる一方、当該除去費用等の中には、対応する収益の獲得が予定されないものが存在することから、このようなものとして主務大臣により特定された除去費用等については、損益計算書の費用に計上せず、資本剰余金を減額することが適当と考えられる。

また、上記に加えて、独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の統一、連結損益計算書による表示区分の追加(少数株主損益調整前当期純利益の表示)、といった点に関しても改訂が行われた。

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革 (3)独立行政法人の会計制度改革(4/4)

平成22年5月に不要財産を国庫に納付、あるいは出資者に払い戻すこと等について定めた独立行政法人通則法の一部を改正する法律が成立し、その会計処理を定めるため、同年10月に会計基準が改訂された。

改正により新設された、独立行政法人通則法 第8条第3項

独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第46条の2又は第46条の3の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

独立行政法人会計基準 平成22年10月25日改訂

項目	概要(抜粋)
①不要財産の国庫納付等に係る会計処理	独立行政法人通則法の一部を改正する法律に基づき、独立行政法人において不要財産の国庫納付等を行う場合の資本金等の減少に係る会計処理について規定するとともに、独立行政法人が行う不要財産の国庫納付等に係る譲渡取引のうち主務大臣が必要なものとして指定した譲渡取引については、当該譲渡取引より生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額することとし、また、主務大臣が国庫納付等から控除を認める費用については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとする旨の基準を新たに設定した。
②資産除去債務に係る特定の除去費用等の費用計上時における会計処理	独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして主務大臣により特定された除去費用等については、損益計算上の費用に計上せず、資本剰余金を減額することとしている。なお、当該損益外処理された特定の除去費用等については、資産除去の実行時に実際に費用相当額の財源措置がなされることとなることから、これまで損益外処理された特定の除去費用等を、当該実行時に損益内に振り替えることとし、その旨の規定の追加を行った。

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革(4)地方公会計制度改革(1/3)

関連法案の整備や財政健全化の要請を受け、従来の会計制度に企業会計の手法(財務4表等)を導入した新たな地方公会計制度の策定・導入を進めている。

改革の背景

1. 行政の信頼の確保と情報開示の徹底
2. 地方分権の推進
- 地方分権改革推進法、地方分権改革推進委員会
3. 夕張市問題と個々の地方公共団体の財政状況に対する注目
4. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の成立
5. 地方公共団体及びその外郭団体に対する金融機関の目線の変化
6. 資産・債務改革

改革の概要と意義

概要

現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組み

改革の意義

- ①現金主義の予算・決算書類では見えにくかった資産・債務の把握(ストックの把握)
- ②地方公社・第3セクター等と連結した財務諸表の作成による決算全体の把握
- ③資産・債務改革への対応(資産の実態を踏まえた売却、転用等の検討)

改革の目標と具体的作業内容

改革の目標

現金主義による会計処理を補完するために、下記財務書類4表を導入

- ・貸借対照表
- ・行政コスト計算書
- ・資金収支計算書
- ・純資産変動計算書

具体的作業内容

- ①資産評価(すべての保有資産(基準モデル)、売却可能資産(改訂モデル))
- ②固定資産台帳の整備(価額情報の追加)
- ③財務諸表4表の作成(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革(4)地方公会計制度改革(2/3)

年月		地方公会計制度整備の経緯
平成12年	3月	自治省財政局「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」報告書 ・普通会計バランスシートの作成モデルを公表
平成13年	3月	総務省自治財政局「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」報告書 ・行政コスト計算書、各地方公共団体全体のバランスシートの作成モデルを公表
平成17年	9月	総務省自治財政局「地方公共団体の連結バランスシート(試案)」 ・公社・第3セクター等を含めた連結バランスシートの作成モデルを公表
	12月	行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定) ・5 政府資産・債務改革(5)地方における取組 「地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組む。各地方公共団体の資産・債務の実態把握、管理体制状況を総点検するとともに、改革の方向と具体的施策を明確にする。総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、目標と工程表の作成などの改革を推進するよう要請する。」
平成18年	3月	全都道府県・政令市で「連結バランスシート(試案・16年度決算分)」を公表
	5月	総務省自治財政局「新地方公会計制度研究会」報告書公表
	6月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(略称:行政改革推進法)施行 (地方公共団体における取組) 第62条 地方公共団体は、第58条から第60条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。 2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。
		「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布
	7月	総務省「新地方公会計制度実務研究会」発足
	8月	「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」総務事務次官通知 ・取組状況や団体規模に応じ、3年後ないし5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報の開示を要請
平成19年	10月	「新地方公会計制度実務研究会報告書」公表
平成20年	6月	総務省「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」発足
	9月	総務省「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」発足

1. NHKの現在の会計制度全般について

(参考)公企業・政府等の会計制度改革(4)地方公会計制度改革(3/3)

①財務4表の作成

○総務省より財務4表の作成が要請されたことを受け、自治体はそれぞれの状況を考慮し、基準モデルや総務省方式改訂モデルといった方式を選択し、財務諸表を作成している。

②資産評価

- 「行革推進法」による資産・債務改革に関する地方への要請を踏まえた、国の省庁別財務書類の資産評価と同様の評価手法
- ・評価原則:すべての資産(インフラ資産を除く)を「公正価値」で評価
- ・土地の開始時簿価:固定資産税評価額を基礎として算定。ただし、インフラ資産の底地は取得価格を開始時簿価とする
- ・建物・工作物等の開始時簿価:原則として次式で計算「開始時簿価」=(再調達価額)-(減価償却累計額)
 - ※再調達価額は、不動産鑑定評価額や取得価額にデフレーターを乗じた価額等
- ・減価償却・再評価:償却資産は、毎年減価償却(再評価は原則行わない)。土地は、原則として3年毎の再評価
- ・各モデルの評価アプローチ
- ・基準モデル:土地・建物等は原則として公有財産台帳の計数を基礎として定期的に再評価しB/S上の価額とする
 - ※公有財産台帳の整備が当初から必要
- ・総務省方式改訂モデル:開始年度はまずは売却可能資産から評価。その後順次、土地、建物、構築物、物品といった手順で公有財産の資産評価を実施しB/Sを精緻化

③連結財務諸表の作成

- 平成21年度までの連結財務書類表の作成を、地方公共団体に要請
- 連結財務書類表の整備を通じて、地方公社及び第セクター等を含めた全体としての財政状況の姿を開示
- 売却可能資産の区分計上、投資及び出資金の時価評価は、普通会計に準じて評価・計上
- ・連結対象:普通会計、公営事業会計(公営企業会計を含む)、地方独立行政法人、地方三公社、一部事務組合・広域連合(比例連結)
 - 第3セクター等(出資比率50%上:すべて連結対象、出資比率50%未満:地方公共団体が業務運営に実質的主導的立場を確保している場合は連結対象)
- ・読替:法定決算書類はそれぞれ固有の科目を持つため、科目対応表により表示科目を揃える
- ・修正:有形固定資産、売却可能資産、投資及び出資金、回収不能見込額、賞与引当金・退職手当等引当金については、普通会計の評価基準により再評価
- ・法非適公営事業会計の取扱:普通会計の財務書類作成方法に準じて、各会計の財務書類を作成した後に連結

2.NHKに求められる開示とは何か

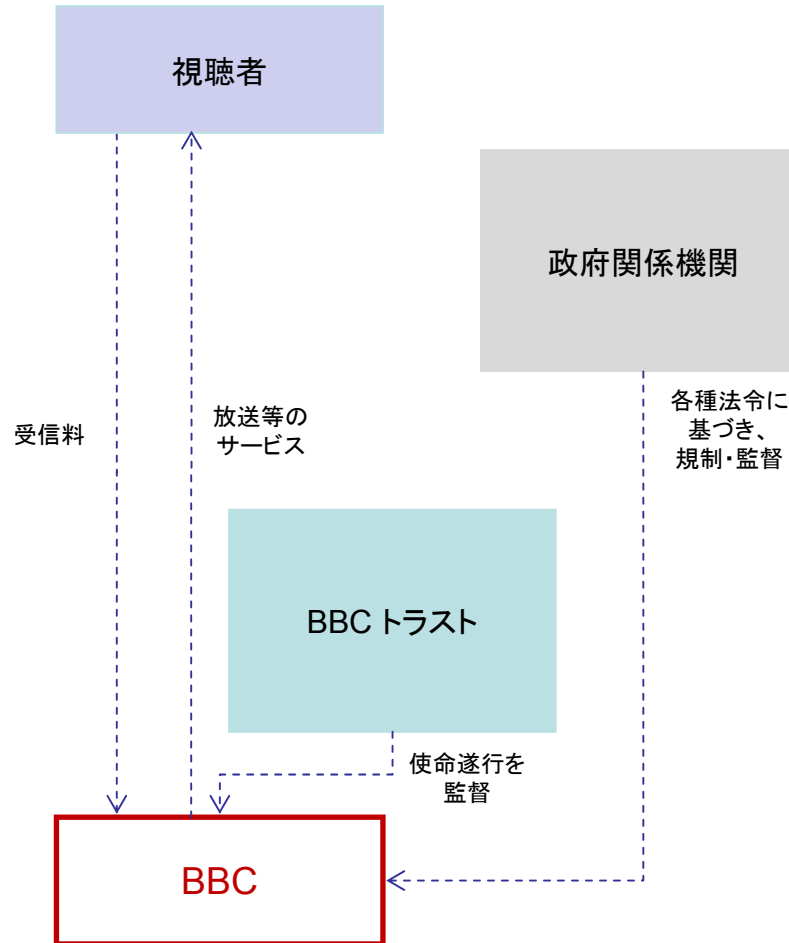
- 2-1.BBCとの情報開示比較 32
- 2-2.イギリス諸組織との情報開示比較 39

2. NHKに求められる開示とは何か

2-1. BBCとの情報開示比較 (1) BBCのステークホルダー

BBCは視聴者、BBCトラスト、および政府関係機関を主なステークホルダーとして、その目的・用途に沿う形で情報開示を行っている。

BBCの主なステークホルダー



視聴者

- 情報開示と説明責任を果たす上で、最も重要なステークホルダーとして位置付けられる。

政府関係機関

- 主要なステークホルダーとして、規制や監督を担う。
 - 文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport)
 - 英国監査局 (National Audit Office)
 - 歳出調査委員会 (Committee of Public Accounts)
 - 国会等

BBCトラスト

- 特許状にもとづいて設置された独立機関であり、視聴者の利益を代表する。BBCの独立性の監視にあたり、予算や戦略に対する権限(拒否権)を保有した上で、使命遂行を監督する。
- 受信料収入の確保と公の利益の実現を監督する”番人”として、BBCに会計情報を請求、レビューする役割を担う。
- 以下の点の順守が求められている。
 - 受信料負担者の利益を代表する。
 - BBCの独立性を確保する。
 - 受信料負担者の意見を慎重に、かつ適切に評価する。
 - 受信料(“public money”)を厳格に管理する。
 - BBCの活動が市場競争に及ぼす影響を考慮する。
 - BBCの情報開示と透明性を高い水準に保つ。

出所: Deloitte LLP (2010), Transparency and accountability in public institutions (英Deloitte LLP がBBCトラストに対して情報開示の観点とベンチマークを提供した報告資料)

2. NHKに求められる開示とは何か

2-1. BBCとの情報開示比較 (2) 支出および報酬に関する情報開示

支出 (Expenditure)

- メディア、チャンネル、およびコストの発生源ごとの支出内訳をアニュアルレポート上で開示している。

UK public services	Content £m	Distribution £m	Infrastructure/ support £m	Other items £m	2009 Total £m	2008 Total £m
BBC One	1,142.0	479	202.9	-	1,392.8	1,418.2
BBC Two	450.6	34.1	85.0	-	569.7	567.9
BBC Three	87.3	4.2	23.1	-	114.6	125.2
BBC Four	54.8	3.0	13.6	-	71.4	64.8
CBBC	35.8	3.4	10.8	-	50.0	48.7
Cbeebies	16.3	3.5	5.7	-	25.5	23.3
BBC HD	2.1	2.7	1.9	-	6.7	6.7
BBC ALBA	3.0	0.8	0.6	-	4.4	-
BBC News channel	479	6.6	6.5	-	61.0	58.0
BBC Parliament	2.8	5.1	1.7	-	9.6	5.8
BBC Red Button	13.5	12.3	4.3	-	30.1	36.7
Television	1,856.1	123.6	356.1	-	2,335.8	2,355.3
BBC Radio 1	33.1	3.5	6.4	-	43.0	43.1
BBC Radio 2	40.1	3.8	6.8	-	50.7	51.3
BBC Radio 3	40.0	4.1	7.0	-	51.1	49.4
BBC Radio 4	85.9	8.3	14.4	-	108.6	105.5
BBC Radio 5 live	56.5	5.7	10.0	-	72.2	72.3
BBC Radio 5 live sports extra	2.6	0.3	0.8	-	3.7	3.3
BBC iXtra	6.8	0.5	2.3	-	9.6	9.3
BBC 6 Music	6.5	0.4	2.1	-	9.0	7.5
BBC 7	5.2	0.4	1.3	-	6.9	7.3
BBC Asian Network	9.2	0.5	2.4	-	12.1	13.0
BBC Local Radio	108.6	6.3	18.1	-	133.0	136.5
BBC Radio Scotland	25.0	2.4	4.9	-	32.3	38.5
BBC Radio nan Gàidheal	4.0	0.9	0.8	-	5.7	6.9
BBC Radio Wales	12.9	1.0	2.3	-	16.2	17.5
BBC Radio Cymru	12.0	1.3	2.1	-	15.4	16.8
BBC Radio Ulster/BBC Radio Foyle	14.5	1.1	2.8	-	18.4	20.2
Radio	462.9	40.5	84.5	-	587.9	598.4
BBC Online	112.2	18.5	46.5	-	177.2	182.0
Online	112.2	18.5	46.5	-	177.2	182.0
Spend regulated by service	2,431.2	182.6	487.1	-	3,100.9	3,135.7
Licence fee collection costs	-	-	-	122.8	122.8	123.2
Orchestras and performing groups	21.5	-	3.6	-	25.1	19.3
S4C	27.6	-	4.9	-	32.5	32.7
BBC jam	-	-	-	-	-	3.0
Development spend	30.9	-	5.2	-	36.1	37.3
DAB digital radio	-	10.3	-	-	10.3	9.6
Digital text	-	6.9	-	-	6.9	8.7
Other	80.0	17.2	13.7	122.8	233.7	233.8
Exceptional restructuring costs	-	-	-	11.0	11.0	117.6
Total UK public services expenditure	2,511.2	199.8	500.8	133.8	3,345.6	3,487.1
Digital UK Limited	-	-	-	26.0	26.0	21.2
Digital switchover ring-fenced expenditure	-	-	-	24.4	24.4	5.9
Total UK Public Services Broadcasting Group expenditure	2,511.2	199.8	500.8	184.2	3,396.0	3,514.2

・メディア単位の支出内訳
- テレビ
- ラジオ
- オンライン

・チャンネル単位の支出内訳
- BBC1・2
- BBCRadio1・2
- オンライン等

・コスト発生源単位の支出内訳
- コンテンツ
- 伝送
- インフラその他

報酬 (Salaries)


- 上級管理職の報酬分布(給与レンジごとの人数)を開示している。
- 特に公的サービス部門(Public Service Division)の上級管理職については、個別に報酬額を開示している。*1

給与レンジごとの上級管理職人員数を開示

Salary Band	2008/09	2007/08
Under £70,000	50	72
£70,000 to £99,999	328	329
£100,000 to £129,999	178	171
£130,000 to £159,999	92	88
£160,000 to £189,999	52	44
£370,000 to £399,999	1	-
Total	751	741

ウェブサイトにて上級管理職個々人の報酬や経費を開示

Mark Thompson, Director-General



- Mark is Chief Executive and editor-in-chief of the BBC, appointed by the BBC Chairman.
- He is Chair of the BBC Executive Board.
- Mark is leader of the BBC's creative and strategic objectives.
- He is also the Champion of the BBC's commitment to Public Service Broadcasting and the responsible and effective use of licence fee revenue.

Salary and total remuneration

The salaries and total remuneration of the Executive Board are published as part of the BBC's Annual Report and Accounts 2009/10.

Salary: £668,000
Total remuneration: £838,000

- 個別の報酬額を開示

Expenses and central bookings

Expenses are costs incurred by BBC staff on behalf of the BBC and claimed through the BBC's expenses system (e-expenses). Central bookings are costs incurred on behalf of the BBC and booked through the BBC's central bookings system. Both expenses and central bookings are published every three months.

£1 = 131.2円 (報告省令レート(平成23年1月分))

*1 : 非常に高額な報酬が受信料収入から支払われていることもあり、情報開示への政治的圧力が高まったため、2009年より個別報酬額の開示に踏み切った。

出所: Deloitte LLP (2010), Transparency and accountability in public institutions ; BBC Annual Report and Accounts, BBC Executive's review and assessment for 2008/2009 ; BBC official website, Executive Board

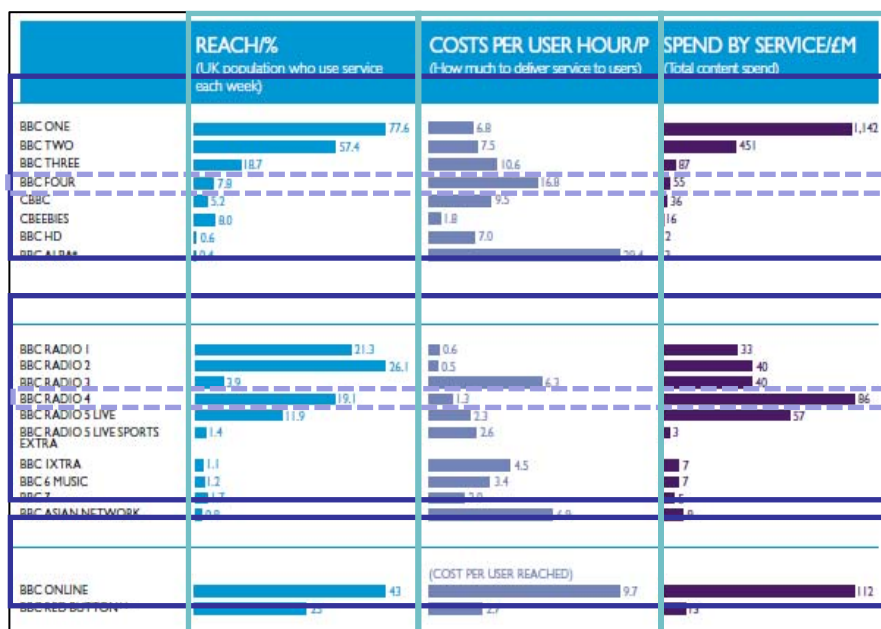
2. NHKに求められる開示とは何か

2-1.BBCとの情報開示比較 (3)パフォーマンスに関する情報開示

パフォーマンス (Performance)

- 様々な指標によって測定した年間の業績を、アニュアルレポート上で開示している。
- 下記の項目に加え、コンテンツの独自性とクオリティ、およびBBCの番組やBBCへの信頼に関する視聴者調査の結果や、公共的価値に関する評価指標 (REACH, QUALITY, IMPACT, VALUE)に基づいて測定した業績なども開示されている。

メディア×チャンネル単位で測定した、接触率、時間あたりコストとサービス費用



ジャンル×チャンネル単位で測定した、サービス時間 (TV)

	BBC One		BBC Two		BBC Three		BBC Four	
	2008/09	2007/08	2008/09	2007/08	2008/09	2007/08	2008/09	2007/08
Factual	1,993	2,021	1,854	1,757	1,427	1,333	991	969
Education (formal)	-	6	440	785	-	-	4	2
News and weather	2,330	2,400	850	559	32	32	12	6
Current affairs	237	206	287	260	167	126	160	194
Entertainment	638	481	594	681	1,160	1,170	168	274
Sport	755	603	915	951	27	25	-	-
Children's	475	496	1,673	1,619	-	-	-	-
Drama	937	1,114	507	322	364	329	441	340
Film	638	690	635	819	206	184	190	204
Music and arts	91	109	315	315	72	71	1,255	1,251
Religion	104	105	34	30	-	5	25	15
Continuity	230	236	292	295	114	110	71	78
Total network hours (excl. opt-outs)	8,428	8,467	8,396	8,393	3,569	3,385	3,317	3,333

- メディア単位
- テレビ
- ラジオ
- オンライン

- チャンネル単位
- BBC1・2
- BBCRadio1・2
- オンライン等

- 業績評価指標
- 接触率
- 時間あたりコスト
- サービス費用

2. NHKに求められる開示とは何か

2-1. BBCとの情報開示比較 (4) 契約および戦略的な投資に関する開示

契約 (Contract)

- 情報開示請求があった場合には、契約別の支出内訳などを開示。
- 2010年には、過去3年間に外部のコンサルタントに支払った費用をコンサルティング領域(戦略、IT、財務等)別に開示している。

(単位: ￡)

Category Name	2006/07	2007/08	2008/09
CONSULTANCY SPECIALISTS	93,600	189,472	227,589
CONSULTANCY FINANCE	1,163,198	1,452,925	1,372,120
CONSULTANCY BUSINESS PROCESSES	1,075,243	1,190,725	1,437,466
CONSULTANCY CHANGE MANAGEMENT	865,421	1,392,756	1,176,352
CONSULTANCY IT	1,316,002	1,746,002	2,268,344
CONSULTANCY STRATEGY	713,722	1,000,383	1,185,448
CONSULTANCY BROADCAST AND MEDIA	1,113,245	1,859,939	1,433,854
CONSULTANCY HEALTH & SAFETY	217,698	300,842	293,876
CONSULTANCY HR	207,563	333,998	265,923
Grand Total	text-align: center;">6,765,692	text-align: center;">9,467,042	text-align: center;">9,660,972

戦略的な投資への開示 (Forward-looking strategy / investment planning)

- 政府によって定められた資金拠出の抑制目標や投資の優先順位の骨子を基に、様々な戦略や投資計画を策定し開示している。

”Strategy Review”

- 戦略的優先分野、および向こう数年間のミッションと検討事項を発表。
- いくつかの領域に関しては数値目標を規定しているが、サービスやジャンル単位の詳細な支出予算は含まれていない。

“Service Licences”

- テレビチャンネル、ラジオ局、オンラインそれぞれのサービスを発表。
- 各サービスライセンスは、BBCトラストが期待する、BBCによるサービスの達成目標と、見込まれる所要費用を定義している。
- BBCの活動をBBCトラストが統制する意味合いがあり、BBCのサービスの権限、スコープ、予算、狙いと目標、主要な活動内容とパフォーマンス評価方法を規定している。

“Service Reviews”

- サービスごとのパフォーマンスを測定した結果を発表。
- オンラインサービスへのレビュー時には、オフィシャルサイト (bbc.co.uk) がサービスライセンスが規定する内容に則ったサービスを提供したか、ガバナンスや情報開示は問題無いか、サービスライセンスは市場動向や視聴者ニーズを考慮した上で更新する必要がないか、といった点が検討された。

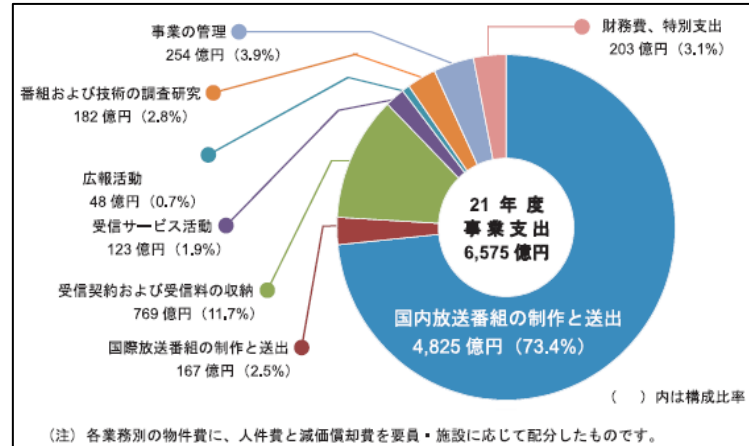
2. NHKに求められる開示とは何か

2-1.BBCとの情報開示比較 (5)NHKの情報開示(1/2)

支出

- NHKでは財務諸表等の公表以外に「業務別」「ジャンル別」等の予算・決算資料を自主的に作成し、ホームページ等において視聴者に開示している。

事業支出内訳 (平成21年度、「決算概要」より抜粋)



テレビ5波のジャンル別番組制作費 (平成21年度、「決算概要」より抜粋)

区分	主な番組名	番組制作費 (億円)	構成率 (%)	編成比率 (%)	摘要
ニュース・報道	NHKニュースおはよう日本、NHKニュース7、ニュースウオッチ8、クローズアップ現代、日曜討論、国会中継、NHK手話ニュース、BSニュース 経済速報編	951	31.4%	20.5%	全国・海外で24時間体制で取材を行う経費のほか、ニュース映像を送るための回線料などで構成されています。
情報・ドキュメンタリー	NHKスペシャル、プロフェッショナル仕事の流儀、ためしてガッテン、生活ほっとモーニング、生中継ふるさと一番、BS世界のドキュメンタリー	514	17.0%	15.3%	正確な情報をお伝えるためのリサーチ経費、取材・ロケ経費、編集費などで構成されています。
スポーツ	サンデースポーツ、テレビ体操、スポーツ中継 (プロ野球、MLB、PGA、Jリーグ、大相撲、高校野球など)、テレビスポーツ教室	397	13.1%	13.0%	MLB、プロ野球をはじめとするスポーツ放送権利や中継経費などで構成されています。

(※予算においても同様に開示)

報酬

- 「経営委員会委員報酬支給基準」にて経営委員への報酬額を、「会長、副会長および理事の報酬支給基準」にて会長等への標準報酬額を、「職員の給与等の支給の基準」にて職員の給与体系、支給額等を、ウェブサイトで開示している。

契約

- 工事または物品役務等の契約に関して、その名称、契約相手方名称、契約金額等を、ウェブサイトで開示している。

「随意契約に係る情報の公表(工事)」より抜粋 (平成22年度)

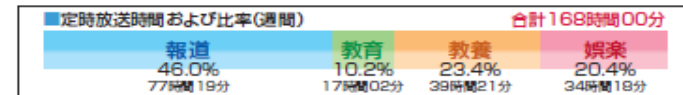
工事の名称、場所及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日または契約開始日	契約の相手方の商号又は名称	随意契約によることとした根拠及び理由	契約金額 (千円)	備考
スタジオフロアシート改修工事	渋谷区神南2-2-1 経理局長 福井 敬	平成22年8月6日	株式会社ワイエムジーン	既に調達した設備等に接続する物品または役務の調達で、当該設備の製造・開発業者以外では著しい支障が生ずるため。(経理規程第51条第1項)	2,940	
レイアウト変更工事	渋谷区神南2-2-1 経理局長 小原 恒一	平成22年6月4日	東京研鉄株式会社	特殊な設備やノウハウ・技術等が不可欠な物品または役務の調達で、提供を行うことが可能な業者が他にないため。(経理規程第51条第1項)	4,966	

パフォーマンス

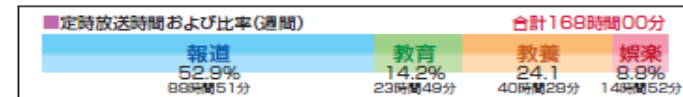
- 各チャンネルのジャンル別に集計した週放送時間を、「ことしの仕事」や業務報告書で開示している。

「ことしの仕事」より抜粋 (平成22年度)

【総合テレビジョン】



【衛星第1テレビジョン】



- 「視聴者視点によるNHK評価」にて視聴者のNHKに対する期待、要望、評価を測定し、ウェブサイトで公表している。

戦略的な投資への開示

- 3か年経営計画にて戦略および収支計画を策定し、ウェブサイトで公表している。

2. NHKに求められる開示とは何か

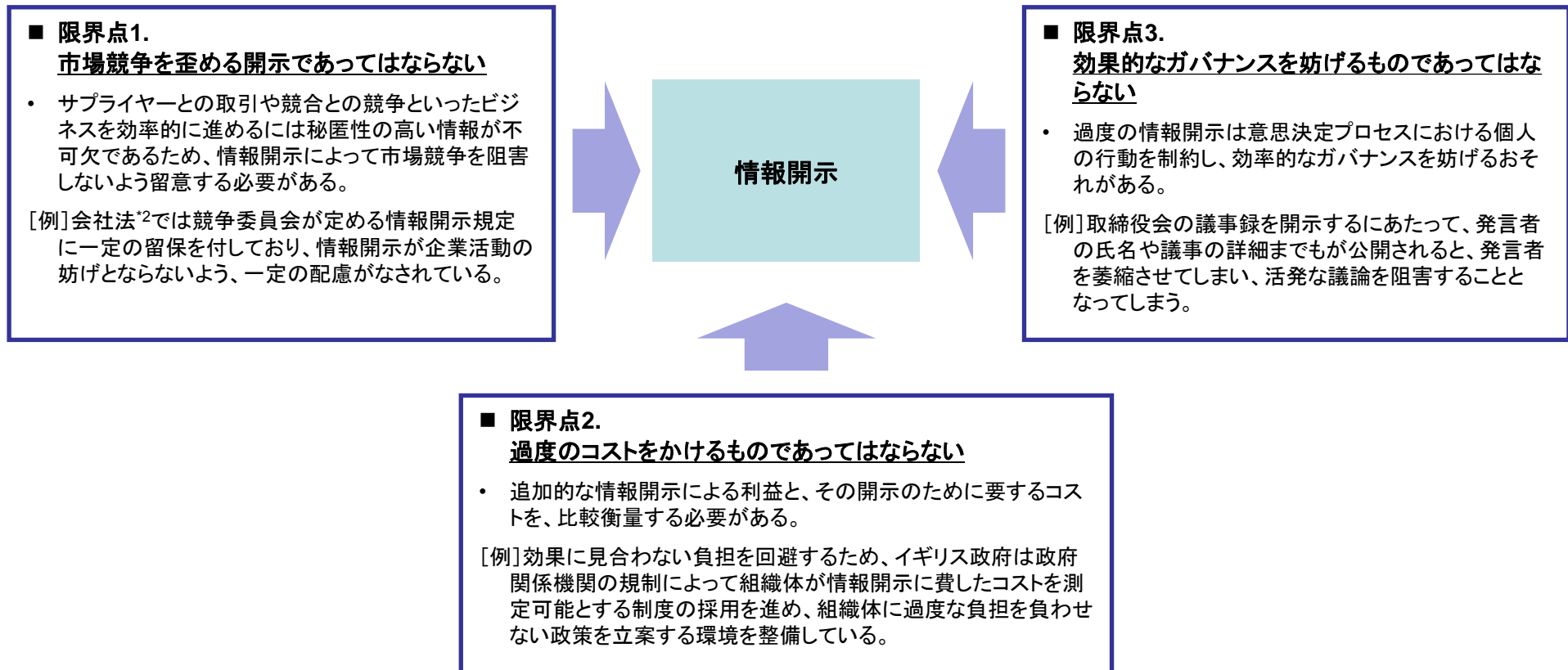
2-1.BBCとの情報開示比較 (5)NHKの情報開示(2/2)

	名称	受信料の使途関連の記載内容	提出・報告、公表方法
予算関係	収支予算、事業計画、資金計画	<ul style="list-style-type: none"> 受信料の月額や予算の使用方法(収支予算(予算総則)) 収支の内容と科目別の額(収支予算(予算書)) 事業の計画概説、建設計画、事業運営計画など(事業計画) 概要や入出金額(資金計画) 	<ul style="list-style-type: none"> NHKより総務大臣へ提出 (→総務大臣は内閣を経て国会へ提出) 視聴者向けに放送局などに備え置き 視聴者向けにインターネットで公表 視聴者向けに放送で周知
	収支予算と事業計画の説明資料など	<ul style="list-style-type: none"> 収支予算と事業計画の具体的な内容を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者向けに放送局などに備え置き 視聴者向けにインターネットで公表
決算関係など	財務諸表(財産目録、貸借対照表、損益計算書、総務省令で定める書類、これらに関する説明書)	<ul style="list-style-type: none"> 資産、負債の状況と科目別の額(財産目録、貸借対照表) 経常事業収支、経常事業外収支などの収支の状況と科目別の額(損益計算書) 資本の当期変動額、当期末残高など(資本等変動計算書) 当期のキャッシュフローの区分別の金額(キャッシュ・フロー計算書) 	<ul style="list-style-type: none"> NHKより総務大臣へ提出 (→総務大臣は内閣へ提出→内閣は会計検査院の検査を経て国会へ提出) 財務諸表のうち貸借対照表と損益計算書は官報に公告 視聴者向けに財務諸表を放送局などに備え置き 視聴者向けに財務諸表をインターネットで公表 視聴者向けに放送で周知
	決算の要約、決算概要	<ul style="list-style-type: none"> 収支決算や財務の状況の内容を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者向けにインターネットで公表
	業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> 資本、交付金などの財政の状況 	<ul style="list-style-type: none"> NHKより総務大臣へ提出 (→総務大臣は内閣を経て国会へ報告) 視聴者向けに放送局などに備え置き 視聴者向けにインターネットで公表
	四半期業務報告	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行状況など、会長の職務の執行の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 会長より経営委員会へ報告 視聴者向けにインターネットで公表
	上半期の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 収支の状況など、上半期決算の内容 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者向けにインターネットで公表
	年度の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 事業収支の決算など、年間の取り組み状況 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者向けにインターネットで公表
	契約情報の公表	<ul style="list-style-type: none"> NHKが締結する工事や物品役務等の契約の内容 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者向けにインターネットで公表
連結決算	<ul style="list-style-type: none"> 連結子会社および持分法適用会社を含めた連結財務諸表(貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書など) 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者向けに放送局などに備え置き 視聴者向けにインターネットで公表 	

2. NHKに求められる開示とは何か

2-1.BBCとの情報開示比較 (6)情報開示の限界点

適切な情報開示が組織・個人を適切な行動に導きうる一方、過度の情報開示は意図せざる弊害をもたらす恐れがある。英” Transparency and accountability in public institutions”^{*1}では、適切な情報開示の範囲を示す、3つの限界点が挙げられている。



*1 : 英Deloitte LLP がBBCトラストに対して情報開示の観点とベンチマークを提供した報告資料。

*2 : the Enterprise Act 2002

2. NHKに求められる開示とは何か

2-2.イギリス諸組織との情報開示比較 (1)政府関係機関の情報開示

		財務諸表	支出の内訳	全般的なガバナンス	従業員の給与	調達契約	新規投資 / 新規事業
政府関係機関	全般的通則	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての国家機関は財務省会計基準^{*1}に則り、英国監査局の監査を受ける。 ■ 各省庁は承認済みの戦略目標に照らして報告を行い、また戦略目標と公的サービス協定^{*2}との整合性を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特に定められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経理責任者として、財務省より事務次官(Permanent Secretary)が任命され、歳出管理局に対して説明責任を負う。 ■ 省庁の執行機関の長(Chief Executive of departmental executive bodies)は経理責任者を兼任する。 ■ 国務大臣(A Secretary of State)は財務省より権限を与えられ、国会に対して説明責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大臣(Ministers)および部長(Directors)の給与と諸手当を含む、報酬報告書を開示しなければならない。 ■ 特定の状況下において不開示が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特に定められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特に定められていない。
	ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS ^{*3})	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務省会計基準に則って会計情報が作成、公表され、英国監査局の監査を受ける。 ■ 戦略目標に照らした定期的な評価レポートを、監査法人に委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 戦略目標ごとの純業務収支について、省庁をまたぐ連結財務書類^{*4}を作成し、報告している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理事会は、事務次官(Permanent Secretary)、長官(Directors General)、最高執行責任者(Chief Executives)並びに四人の非常勤理事(non-executives)から構成される。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分的に開示。(ビジネス・企業・規制改革省(BERR^{*5})およびBISの事務次官、大臣、課長、および非常勤理事の給与並びに諸手当) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分的に開示。(総費用は開示されるが、内訳は資源会計報告書でもウェブサイトでも開示されない) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 限定的に開示。(年次報告書と資源会計報告書で一部データを開示)
	文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務省会計基準に則って会計情報が作成、公表され、英国監査局の監査を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 純業務収支は各部門の戦略的目的単位にブレイクダウンされる。 ■ 情報開示請求者に対しては、より詳細な情報が開示される。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理事会は、事務次官、長官並びに四人の非常勤理事から構成される。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分的に開示。(事務次官、大臣、部長、および非常勤理事の給与並びに諸手当) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分的に開示。(総費用は開示されるが、内訳は非開示) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 限定的に開示。(年次報告書と資源会計報告書で一部データを開示)

*1 : 独自基準ではなく、IFRSがベースとなって作成されたガイドライン

*2 : Public Service Agreement (各省庁が3か年にわたって設定する公共サービスの達成目標)

*3 : Department for Business, Innovation and Skills

*4 : The Consolidated Statement of Net Operating Costs

*5 : Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform

2. NHKに求められる開示とは何か

2-2. イギリス諸組織との情報開示比較 (2) メディア関連企業の情報開示

		財務諸表	支出の内訳	全般的なガバナンス	従業員の給与	調達契約	新規投資 / 新規事業
メディア企業	Channel 4	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査済み財務諸表にて開示。 ・ 支出と資金調達の内訳を開示。 ・ 業務および財務レビューにより、チャンネル単位の財務パフォーマンスの概要と、KPI^{*1}による分析結果を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支出はチャンネルと費目に応じて分類される。 ■ 全体の支出は8つのカテゴリーに分類される。 ■ 主要な戦略に関連する成果とコストは、公的影響報告書(Public Impact Report)にて公表される。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ Channel 4は取締役会によって統治されており、その職務の一部は関連する委員会に委託されている。 ■ 取締役会は、社内、社外合わせて14人の取締役より構成されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広く開示。(総人件費に加え、各取締役の報酬額も開示されている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 該当なし。(Channel 4は優先的取引先リストは有していないと述べており、購買プロセスに関する情報は開示されていない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分的に開示。(優先的な投資と戦略に関する定性的な見通しは、開示されている。)
	ITV	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査済み財務諸表と財務ハイライト(Financial Overview)にて開示。 ・ 各財務KPIの数値 ・ 各チャンネルのメディアストリームごとの業績 ■ 期中に中間財務報告書が公表される。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支出は放送関連とオンライン関連別、かつ番組制作費とその他のコストに分類される。上記コストはより詳細なカテゴリーまでブレイクダウンされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会は、株主によって選出される、3人の常勤役員と5人の非常勤役員から構成される。 ■ 年次総会で任命を確認し、少なくとも3年ごとに改選を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広く開示。(常勤役員の報酬と非常勤役員への報酬に関しては、詳細な内訳が開示されている。) ■ 全社員の人件費総額が開示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分的に開示。(販売権、放映権、およびその他の棚卸資産のコストは財務諸表内で開示されている。監査費用は年次報告書内で開示されている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分的に開示。(業務レビューにて注力した計画がレビューされ、単一の数値目標が決定される。)
	BSkyB	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査済み財務諸表と中間財務報告書にて開示。 ・ 大規模資金調達、株価推移、株主情報等を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支出は以下の単位で開示される。 ・ 番組編成 ・ 伝送技術とネットワーク ・ マーケティング ・ 加入者管理とサプライチェーン ・ その他経費 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会は、コーポレート・ガバナンス及び経営陣任命委員会により任命される、14人の取締役により構成される。 ■ CEOは業務の責任者として、取締役会に経営と業務に関する説明責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広く開示。(役員報酬は、インセンティブ等も含めて個々人のレベルで開示される。従業員給与は総額のみ開示されている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 部分的に開示。(番組ジャンル単位で分析された番組コストの情報を含め、番組の取得費用、手数料、および制作費に関する一定の情報を開示している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 限定的に開示。(将来の経営計画の詳細は、開示されていない。)

*1 : Key Performance Indicator

出所 : Deloitte LLP (2010), Transparency and accountability in public institutions

2. NHKに求められる開示とは何か

2-2. イギリス諸組織との情報開示比較 (3)NHKの情報開示

	財務諸表	支出の内訳	全般的なガバナンス	従業員の給与	調達契約	新規投資 / 新規事業
NHK	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査済み財務諸表にて開示。 ■ 番組アーカイブ業務に関する支出は、一般勘定とは区分した勘定を用いて別途集計され開示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務支出は業務別に内訳が開示されている。 ■ 番組制作費はトータルコストだけではなく、次の単位で内訳が開示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 番組ジャンル別 ・ 費目別 (なお、費目のうち物件費に関してはより詳細な内訳を開示している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 常勤・非常勤の委員12名から構成される経営委員会が、会長の任免や経営方針などの重要事項の議決を行う。 ■ 予算や事業計画は、国民の代表である国会の承認を受ける必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開示。(役員の報酬は規定額を開示。従業員給与は総額と職能・等級別規定額が開示されている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開示。(工事または物品役務等の契約に関して、その名称、契約相手方名称、契約金額等を、ウェブサイト上で開示している。) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開示。(3か年経営計画にて戦略および収支計画を策定し、ウェブサイトにて公表している。)

2. NHKに求められる開示とは何か (参考)セグメント情報の開示について(1)民間企業の動向

セグメント情報開示の方法として、取締役会等の最高経営意思決定機関が業績評価や資源配分等を行う際に用いる区分方法に基づく「マネジメント・アプローチ」が義務付けられた。(平成23年3月期・第1四半期より)

- ・会社側:社内の内部報告システムをそのまま使用することができるため情報作成コストを削減できる。
- ・投資家側:経営者と同じ目線で会社の状態を見ることができる。

平成23年3月期・第1四半期各社の開示パターン

有り
事業の種類別に開示
無し

事業の種類別に報告セグメントを開示

例:スズキ(株) 報告セグメント

二輪車	四輪車	特機等	金融
-----	-----	-----	----

※信越化学工業、ソフトバンク、東レ、三菱重工業等も類似した方法で開示

事業と地域を組み合わせる開示

例1:ヤクルト本社(株) 報告セグメント
※主要事業のみ地域別に開示

飲料および食品製造販売事業				医薬品 製造販売 事業	その他 事業
(日本)	(米州)	(アジア・オセアニア)	(ヨーロッパ)		

例2:日清食品ホールディングス(株) 報告セグメント
※商品ブランド、事業の種類、地域別に開示

日清食品	明星食品	低温事業	米州地域	中国地域
------	------	------	------	------

セグメント情報の記載を省略

(セグメント会計基準29項「…なお、報告すべきセグメントが1つしかなく、セグメント情報を開示しない企業であっても、当該関連情報を開示しなければならない。」に基づく)

例:任天堂(株)のセグメント情報省略理由

『…当社グループ(当社連結子会社)の取扱製品をその種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性にて判別したところ、全セグメントの売上高の合計、営業損益の合計に占める「レジャー機器」の割合がいずれも90%を超えていて、また、当該セグメント以外で、開示基準に該当するセグメントがありません。従って、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しています。』

地域別に報告セグメントを開示

例:国際石油開発帝石(株) 報告セグメント

日本	アジア・オセアニア	ユーラシア(欧州・NIS諸国)	中東・アフリカ	米州
----	-----------	-----------------	---------	----

※メイン事業が売上の大部分を占めており、事業別開示の意味合いが希薄な企業でよく用いられる

無し

地域別に開示

有り

2. NHKに求められる開示とは何か (参考)セグメント情報の開示について (2)地方公営企業の動向

総務省より平成21年12月に公表された「地方公営企業会計制度等研究会報告書」において、民間企業や地方独立行政法人と同様に、地方公営企業*1においても、セグメント情報の開示を義務付けるよう制度変更を行う方針が示された。

地方公営企業のセグメント情報開示について

<p>制度導入 の観点</p>	<p>【他会計基準との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業会計・地方独法会計においてセグメント情報の開示が導入されている。 ■ 平成17年報告書及び平成13年報告書においても、セグメント情報を開示する方向で議論がなされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・「公営企業会計についても事業形態によっては、独立行政法人会計と同様にセグメント会計を設置し、情報公開すべきではないか。」(平成13年報告書) ・「セグメント情報の開示を行うことが適当とする。」(平成17年報告書) <p>【説明責任の履行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公営企業は、業績評価のための情報提供等による議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について適切なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。 <p>【経営分析ツールとしての有用性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業経営の面から見ても、経営分析を多面的に行うためのツールとして有用である。
<p>セグメント 区分の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公営企業会計におけるセグメントの区分は、改正後の企業会計基準におけるマネジメント・アプローチの考え方を踏まえ、民間企業・地方独法における区分も参考にして、そのような事業単位の有無も含め、各地方公営企業において判断することとする。この場合、セグメントの区分方法は企業管理規程で定める。
<p>開示すべき セグメント 情報の具体的 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方独法会計基準及び改正後の企業会計基準における開示項目のうち、地方公営企業会計に必要と思われるもののみ開示項目とする。原則として、以下の項目が開示項目として挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・セグメントの概要 ・事業収益 ・事業損益 ・資産 ・負債 ・その他の項目(他会計繰入金、減価償却費、特別利益、特別損失、減損損失、有形固定資産及び無形固定資産の増加額等)

*1:水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する企業体(平成18年度末事業9,317事業)

2. NHKに求められる開示とは何か (参考)役員報酬開示に関する制度改革(1)民間企業の動向

役員報酬の開示を充実させる要請

- 「役員報酬については、経営者のインセンティブ構造等の観点から株主や投資者にとって重要な情報であると考えられる。」
- 「非常に高額な報酬やストックオプションが経営者の経営姿勢を過度に短期的なものとするおそれなどの指摘もあり、役員報酬の決定に係る説明責任の強化を図っていくことが重要な課題となる。」
(金融庁金融審議会 金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」報告より抜粋)

「会社法施行規則」(第119条、第121条)

- 会社役員*1の報酬は事業報告の記載事項とされているが、総額を開示すれば足りることとなっており、個別開示までは求められていない。

第119条 株式会社当該事業年度の末日において公開会社である場合には、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならない。

二 株式会社の会社役員に関する事項

第121条 第119条第2号に規定する「株式会社の会社役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。(略)

三 当該事業年度に係る会社役員報酬等について、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会社役員全部につき取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額を掲げることとする場合 取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数

ロ 会社役員全部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合 当該会社役員ごとの報酬等の額

ハ 会社役員一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合 当該会社役員ごとの報酬等の額並びにその他の会社役員についての取締役、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び員数

*1:当該株式会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役
(会社法施行規則第2条)

改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」(平成22年3月)

- 役員報酬の決定方針の開示や一定額を超える役員報酬について個別開示がなされるようになった。*2

役員の種類・報酬の種類ごとに区分する

- ・取締役(社外取締役除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役・社外役員に区分した報酬等の総額。
- ・報酬等の種類別(基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労金等の区分)の総額等。

算定方法を明らかにする

- ・提出日現在において、報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法。

1億円以上の役員報酬を開示する

- ・役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等(連結報酬等)の総額・連結報酬等の種類別の額等(ただし、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる)。

重要な使用人部分を
開示する

- ・使用人兼務役員の使用人給与分のうち重要なものがあれば、総額及び内容等を記載する。

*2:平成22年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用。

2. NHKに求められる開示とは何か (参考)役員報酬開示に関する制度改革(2)独立行政法人の動向

独立行政法人に関しても、「独立行政法人通則法」や「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(及び同法施行令)」にて、役員報酬の開示について規定している。

- **独立行政法人通則法(第52条第2項)**
 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- **独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(第12条第2項第1号ハ)で規定された、報酬に関する開示情報**
 当該独立行政法人等の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準

独立行政法人統計センターの開示例*

- 役員報酬の業績反映方法と、役員報酬基準の改訂内容について開示している。

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

総務省独立行政法人評価委員会の業績評価の結果に応じ、理事長が役員報酬を増額し、又は減額することができることとしているが、平成21年度においては、国家公務員の給与改定を踏まえた役員報酬の改定を平成21年4月及び12月より実施した。

② 役員報酬基準の改訂内容

法人の長

- ・地域手当の支給割合を俸給月額16%から17%へ引き上げた。(4月期適用)
- ・俸給月額を994,000円以内から991,000円以内へ引き下げた。(12月期適用)
- ・期末特別手当の年間支給月数を3.35月から3.0月へ引き下げた。(12月期適用(6月期の一部凍結を含む))

理事

- ・地域手当の支給割合を俸給月額16%から17%へ引き上げた。(4月期適用)
- ・俸給月額を784,000円以内から782,000円以内へ引き下げた。(12月期適用)
- ・期末特別手当の年間支給月数を3.35月から3.0月へ引き下げた。(12月期適用(6月期の一部凍結を含む))

理事(非常勤)

- ・非常勤役員手当の日額を35,300円から35,200円に引き下げた。(12月期適用)

監事(非常勤)

- ・非常勤役員手当の日額を35,300円から35,200円に引き下げた。(12月期適用)
- (平成18年4月1日の俸給切替に伴う経過措置の日額を37,800円から37,700円に引き下げた。)

- 役員毎に匿名で報酬支給額を開示している。

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	10,946	7,940	1,562	1,349 94 (地域手当 (通勤手当))	8月1日		*
A理事	14,989	9,400	3,862	1,598 128 (地域手当 (通勤手当))			
B理事	9,475	6,338	1,937	1,077 122 (地域手当 (通勤手当))	7月14日		◇
C理事 (非常勤)	1,868	1,868	—	— ()	4月1日		
A監事 (非常勤)	2,492	2,492	—	— ()			
B監事 (非常勤)	916	916	—	— ()			*

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。
 注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。
 注3:端数処理の関係上、総額と内訳が一致しない場合がある。

*:「独立行政法人統計センター役員報酬規程」より抜粋
 出所:独立行政法人通則法;独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令

第5回「NHKに求められる会計制度について」

今回の調査会における「会計制度」の射程は、受信料制度に直結する経理制度と考えられる。全体議論の流れを受けてから扱うべきテーマもあるが、今回は現在の枠組みの検証とあるべき開示についての議論を行う。

【NHKの現在の会計制度全般について】

表現主体としてのNHKを維持する規律－番組編集の自律、財源の独立の二本柱

- －会計制度においても、“政府との距離”を考慮する必要性
- －独立性を保障する予算重視制度、予算における総括原価での料額決定

NHKの会計基準

- －NHKならではの特色（経理制度検討委員会の存在）

〔論点〕

- ・会計基準への対応や他の公企業の取り組みの比較から見た妥当性
- ・自主的に制度変更に対応していることの適正性の担保

【NHKに求められる開示とは何か】

NHKは誰に対し、何を説明すべきか（財務諸表以外における開示について）

- －「一負担者」に対する説明責任は、財務諸表とは異なるのではないか
 - ・予算時における国民の代表＝国会への説明時の網羅性
 - ・全体財務の健全性＝財務諸表
 - ・NHKの特性からは決算時の説明責任重視が導き出される（総括原価の予決差異の検証等も）

英国における開示の検討

- －先進的に情報開示の進む英国の事例との比較
- －BBC及び政府機関等における取り組みとNHKの比較

〔論点〕

- ・「一視聴者という観点での情報開示」は、どのように進められるべきか。
- ・情報開示の限界点（市場競争を歪める開示であってはならない、過度のコストをかけるものであってはならない、効果的なガバナンスを妨げるものであってはならない）を踏まえつつ、どのように進めるべきか。